

静岡県立高等学校の

在り方に関する

基本計画

静岡の未来を創る生徒のための学校づくり

令和6年度 ≫ 令和10年度

令和6年3月

静岡県教育委員会

目 次

I	基本計画の策定にあたって	1
1	はじめに	1
2	計画の趣旨・期間	1
(1)	計画の趣旨	1
(2)	計画の期間	2
3	基本理念	2
II	第三次長期計画の実施状況	4
1	第三次長期計画の基本方向	4
2	取組の実施状況及び成果	5
(1)	魅力あふれる高等学校の実現	5
(2)	地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方	6
(3)	誰もが学びやすい高等学校の実現	7
3	更なる発展的な取組が必要な事項	8
III	本県高等学校を取り巻く現状と主な課題	11
1	社会に求められる人材像の変化	11
2	人口・生徒数の減少	11
3	生徒一人ひとりの背景や特性の多様化	12
4	教員の資質向上・多忙化への対応	13
IV	県立高等学校の今後の在り方	14
1	目指す県立高等学校像	14
2	具体的な方向性	16
(1)	学びの変革《「生徒」の視点》	16
(2)	地域(実社会)との連携《「地域」の視点》	17
(3)	教育基盤の確立《「教育基盤」の視点》	17
3	学びの変革《「生徒」の視点》	18
(1)	生徒の学びに関する共通の方向性	18
(2)	普通科・普通系専門学科	23
(3)	職業系専門学科	28
(4)	総合学科	32
(5)	定時制・通信制課程	33
(6)	共生・共育	35
(7)	公私立高等学校の生徒受入れと公私連携	37
(8)	入学者選抜	38

4	地域(実社会)との連携《「地域」の視点》	39
(1)	地域との連携	39
(2)	地域協議会	41
5	教育基盤の確立《「教育基盤」の視点》	42
(1)	全日制高等学校の規模と配置の適正化	42
(2)	小規模校の在り方	45
(3)	教員の在り方	47
(4)	施設・設備	50
V	計画の概要(骨子)	52
	資料編	55

I 計画の策定にあたって

1 はじめに

静岡県教育委員会では、多様化する生徒の実態や地域社会の実情等を踏まえた魅力ある学校づくりを推進するため、平成30年度から令和10年度までの11年間を計画期間とする「ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第三次長期計画）」（平成30年3月策定。以下「第三次長期計画」という。）を策定し、生徒及び社会の多様化するニーズに対して、柔軟に対応した取組を推進してきました。

第三次長期計画策定から6年が経過する中、Society5.0¹時代に向けた社会の劇的な変化、生徒の学習ニーズの多様化、新型コロナウイルス感染症の影響による教育環境の激変、さらに国の高等学校教育改革の進展など、教育環境を取り巻く状況が大きく変化してきています。

また、中学校卒業生数の減少に伴う高等学校の小規模校化が進む中、多様で柔軟なカリキュラムを編成し、生徒の学習ニーズに対応できる学校づくりと地域創生の観点からの学校づくりの両面から高等学校の在り方を検討することがこれまで以上に重要となっています。

こうしたことから、第三次長期計画で示されている県立高等学校の在り方について多角的な視点から改めて検討した「静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針」（令和5年4月策定。以下「基本方針」という。）に基づき、新たに「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

2 計画の趣旨・期間

（1）計画の趣旨

本計画は、第三次長期計画策定以後に社会情勢の変化等によって生じた新たな課題への対応や更なる発展的な取組が必要な事項等を中心に検討を行っています。中学校卒業生数の減少や国の高等学校教育改革への対応、地域と連携した探究的な学びの拡充、ICTを活用した効果的な教育の推進など、未来を担う人材を育む教育機能の維持・向上を図るため、これからの学校づくりに必要な基本的な考え方や具体的な方向性を示すものであり、静岡県教育振興基本計画²（令和4年3月策定）との整合を図りながら、本県が推進する施策等を踏まえて策定するものです。

なお、第三次長期計画に記載していた、改編（再編整備）による新構想高等学校に関する具体的な計画については、各地区で開催する「地域協議会」（本計画41頁参照）

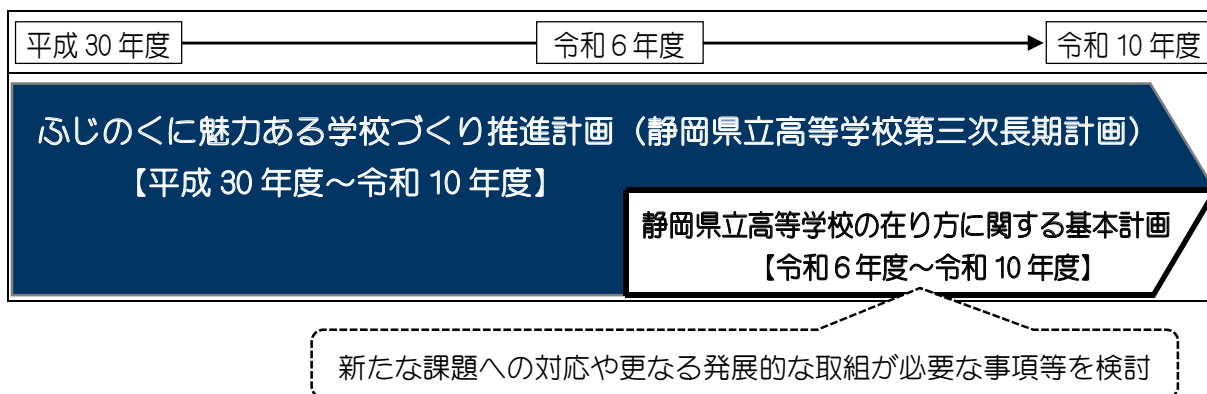
¹ ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く人類史上5番目の新しい社会を指す。

² 本計画は、教育振興基本計画の9つの重点取組のうち、重点取組1「『知性』・『感性』を磨く学びの充実」、重点取組2「『技芸を磨く実学』の奨励」、重点取組3「学びを支える魅力ある学校づくりの推進」、重点取組4「多様性を尊重する教育の実現」、重点取組5「グローバル・グローバル人材の育成」の施策等を踏まえ、具体的な取組等を構成している。

で聴取した地域の意見を踏まえ、今後、県教育委員会が具体的な方針を決定します。

(2) 計画の期間

第三次長期計画の実施期間中に生じた諸課題に対する今後の具体的な指針として位置付けるため、第三次長期計画の後期5年間（令和6年度から令和10年度）を基本計画の対象期間としています。



※県立高等学校の改編(再編整備)に関しては、地区ごとに具体的な高等学校の方向性を示すグランドデザインを作成します。

3 基本理念

静岡県では、「『有徳の人』の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～」を教育の基本理念として定めています。

「有徳の人」とは、

○知性・感性・身体能力など、自らの個性に応じて「才」を磨き、自立を目指す人

様々なことに興味・関心を持ちながら、自らの個性を生かし、自らの知性・感性や身体能力等を高めるために努力し続ける人
(見識を高める努力をする人、自分なりに勉強やスポーツを頑張る人、興味を持って文化・芸術に接する人、他人の協力を得て自分のやりたいことに打ち込む人 など)

○多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人

生き方や価値観の違いを認め合い、他人を思いやる気持ちはもとより、自分や自分の住んでいる地域、人だけでなくモノや自然などを大切にする姿勢を磨き続ける人
(何事にも感謝の気持ちを大切にする人、社会人としての規律を守る人、他人の立場を尊重し他人のことを思いやる人、困っている人に手を差し伸べる人 など)

○「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人

自らの個性を生かし、自他を大切にする心を持って、時には助け合いながら、社会や人のために行動する人
(科学の才能を社会の発展に生かす人、スポーツ選手として元気を与える人、ボランティア活動を行う人、地域で子どもの見守りをする人 など)

本県では、主体的・対話的な学び、教科等横断的な学び、地域との連携を生かした学びによる「探究的な学び」を教育の重点施策として位置付けており、個人として自立し、多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながらより良い社会づくりに参画し、貢献できる人材の育成、すなわち「有徳の人」の育成に取り組んでいます。

教育を受ける権利は、日本国憲法で保障されている基本的人権であり、「有徳の人」の育成に向けては、誰もが人生の夢を実現し、幸せを実感するための基盤となる「誰一人取り残さない教育の実現」に全県を挙げて取り組んでいく必要があります。

そのため、本県では、激しい社会変化の中でも、「有徳の人」の育成を推進することにより、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない教育」を実現し、生徒一人ひとりの特性等に応じた多様な可能性を伸ばすことができる学校づくりを社会全体で進めていくこととしています。

「高等学校学習指導要領」(平成30年告示)では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動の展開の中で、「確かな学力(知)・「豊かな心(徳)・「健やかな体(体)」のバランスのとれた「生きる力³」の育成を目指すことが示されています。また、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(令和3年1月、中央教育審議会答申)(以下「令和3年1月中教審答申」という。)では、学習指導要領の確実な実施により、「自分の良さや可能性を認識する」、「あらゆる他者の価値を存在として尊重する」、「多様な人と協働しながら豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる」ことを可能とする資質・能力が育まれるとしています。

国際的な動向を見ても、現代社会に求められる資質・能力は、社会構造の変化に伴い、大きく変わってきており、経済協力開発機構(OECD)が推進する「ウェルビーイング⁴の実現」に向けた「エージェンシー⁵」の育成は、今後更に重要性を増してきます。

本県は、「『有徳の人』の育成」の理念の下、社会変化を前向きに受け止め、人生をより豊かにしていくために主体的に考えることのできる人材育成に取り組んでおり、「有徳の人」の育成は、「生きる力」や「エージェンシー」の育成と共通した意義や方向性を示しています。

地球環境問題、人口減少・地域の持続可能性への懸念など、グローバルとローカルの両面での対応が求められる現代において、今後も継続的に、このような普遍性を持った教育を推進することで、生徒の主体性・創造性や多様な可能性を育み、地球・社会全体に関心を持ち地域や身近な人のために行動できる「有徳の人」を育成し、誰一人取り残さず、生徒一人ひとりの夢や希望の実現を支えていきます。

³ 複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人ひとりが、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、より良い社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるようにするために必要な力。

⁴ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。多様な個人が、それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態。

⁵ 変化を起こすために、自分で目標を設定し、振り返り、責任を持って行動する能力。

Ⅱ 第三次長期計画の実施状況

1 第三次長期計画の基本方向

第三次長期計画では、社会情勢の変化、人口・生徒数の減少、多様化する生徒の実態等に的確かつ柔軟に対応できるよう、県立高等学校教育における改革の推進や教育環境の整備・拡充に努めてきました。

(1) 魅力あふれる高等学校の実現

項目	基本方向
中高一貫教育	・適正配置を踏まえた新たな設置の検討
普通科	・生徒の実態に応じた特色化、教育課程の編成 ・キャリア教育、進学指導、特色ある類型、学習支援の充実 ・新たな学科等の設置の検討
専門学科	・「文・武・芸」三道の鼎立を具現化する学科等の設置 ・スポーツ分野やグローバル人材育成のための学科等の設置 ・「技芸を磨く実学」の奨励を進める学科等の充実
総合学科	・多様な進路希望への対応 ・自己の進路への自覚を深めさせる学習内容の充実
定時制・通信制	・単位制による昼間・夜間を併置する定時制高等学校の設置 ・ICTを活用した通信教育システムの研究・開発 ・企業等と連携した就労支援の充実

(2) 地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方

項目	基本方向
中山間地域等の小規模校	・学校間連携や外部の教育機関との連携による多様な学習機会の確保 ・ICTを活用した遠隔教育システムの研究促進 ・地域資源・人材の活用による教育内容の充実 ・自治体と連携した県外募集の実施など特色ある高等学校教育の実践 ・1学級規模の分校等で、2年連続して入学者が15人を下回った場合は募集停止
全日制課程の適正配置等	・1学年6から8学級を適正規模とし、4学級以下は、将来を見据えた新構想高等学校へ発展的に改編を検討（過疎地域等は弾力的な対応）

(3) 誰もが学びやすい高等学校の実現

項目	基本方向
共生・共育	・特別支援学校高等部分校の設置、支援体制（通級指導等）の充実
教職員の資質向上	・学習指導要領の改訂に合わせた指導力の向上 ・教員育成指標に基づく自己研鑽・研修による資質の向上
学校施設・設備	・計画的な老朽校舎の建替えや長寿命化改修、ICTを活用できる学習空間の整備・充実

2 取組の実施状況及び成果

第三次長期計画の策定時では、本県の高等学校教育に関する課題として、「(1) 魅力あふれる高等学校の実現」、「(2) 地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方」、「(3) 誰もが学びやすい高等学校の実現」において、以下の3点を挙げています。

- (1) 生徒ニーズの変化及び時代の進展に伴う社会ニーズの変化に適切に対応した高等学校教育の充実
- (2) 地域の実情を考慮し、地域と連携した魅力ある学校づくりの推進
- (3) 様々な困難を抱えた生徒や特別な支援を必要とする生徒への対応等、社会情勢や多様な生徒ニーズの充足に資する教育環境の整備

これらの課題への対応について、平成30年度から令和5年度までの6年間に第三次長期計画に基づいて推進してきた主な取組等の進捗及び成果を以下に整理しました。また、令和3年1月中教審答申にある国の動向を的確に捉えた上で、新しい時代に対応した学校づくりを進めてきました。

(1) 魅力あふれる高等学校の実現

(ア) 普通科改革・専門学科改革

生徒の学習ニーズの変化及び時代の進展に伴う社会の求める人材の変化に適切に対応した高等学校教育の充実を図るために、令和3年1月中教審答申における普通科改革の内容を先取りし、高校生の可能性及び能力を最大限に伸長することを目的とした「オンリーワン・ハイスクール⁶」事業を実施しています。各学校における実践的かつ先進的な研究により、探究活動の充実、地域や外部機関との連携を通じて、生徒の主体的な活動の場が増えるとともに、生徒一人ひとりの学習時間の増加や主体的に授業に取り組む生徒割合の増加等が報告されています⁷。

専門学科及び総合学科では、「プロフェッショナルへの道⁸」事業を令和3年度から実施しており、地域や産業界、大学等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を積極的に取り入れ、高度な知識・技術と実践力を兼ね備えた地域人材の育成を進めています。専門性の高い外部人材の活用により知識と技術を高め、フラワーアレンジメントで文部科学大臣賞を受賞する事例など、全国的な評価を受ける様々な取組が生まれています。

⁶ 取組テーマとして4つの項目を設定し、各項目において、公募により指定するⅠ類と、重点取組として県教育委員会が指定するⅡ類がある。①イノベーション・ハイスクール：文系理系科目をバランスよく学ぶリベラルアーツの推進(Ⅰ類)や、医療人材育成に向けたカリキュラム研究など(Ⅱ類)。②アカデミック・ハイスクール：SDGsをはじめとする学際的・領域横断的な新たな社会課題の探究(Ⅰ類)や、大学や民間企業等と連携した演劇・スポーツの分野におけるカリキュラム研究など(Ⅱ類)。③グローバル・ハイスクール：地域と協働し地域社会の課題解決に向けた探究的学びの推進(Ⅰ類)や、地域企業と連携した就業体験の実施、地域と連携した学校設定科目の研究など(Ⅱ類)。④フューチャー・ハイスクール：中山間地域等の小規模校における先端技術の活用、地域人材の学校運営への参加の促進(Ⅰ類)や、ICT技術等を活用した多様な学習機会の提供の研究など(Ⅱ類)。

⁷ 「オンリーワン・ハイスクール事業報告」(令和4年3月、令和5年3月実施)より。

⁸ 県内の専門学科及び総合学科を設置する県立高等学校を対象に、実習等への高度技術者等の招聘、大学・専門学校等での研究体験、全国大会や学会等への参加支援、産業界等との連携・協働による取組等を行う事業。

(イ) 特色ある教育プログラムの導入推進

国際社会で活躍できる人材を育成するため、国際バカロレア（IB）機構が提供する「ディプロマ・プログラム⁹」の県立高等学校への導入に関する先進事例等の調査・研究を行ってきました。「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育導入基本計画¹⁰」（令和4年3月策定）を踏まえ、IB機構による認定に向け申請する学校を、静岡県立ふじのくに国際高等学校（令和6年度開校）とし、認定に向けた準備を進めています。

(2) 地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方

(ア) 県外からの生徒募集の開始

中学校卒業生数の減少が著しい中山間地域等において、地域の実情にも配慮しつつ、地域や地元自治体等からの支援を得ながら、高等学校の魅力化及び地域の活性化のために県外からの生徒募集を開始しました。本県では、川根高等学校（令和元年度募集から）、伊豆総合高等学校土肥分校（令和5年度募集から）が県外募集を開始し、地元自治体の協力により、寄宿舎の整備や下宿の確保、奨学金や支援金の給付等が行われています。

(イ) 新構想高等学校の設置

第三次長期計画では、県立高等学校全日課程の標準規模を1学年当たり6学級から8学級としており、地域ごとの生徒数の推移を見据えつつ、より良い教育条件の整備確立のために改編（再編整備）し、新しい時代に向けて多様な教育ニーズに対応する新構想高等学校を設置しています。

田方地区の伊東高等学校（普通科（全日課程・定時制課程））、同校城ヶ崎分校（普通科）及び伊東商業高等学校（商業科）については、3校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため改編し、令和5年度に伊豆伊東高等学校を開校しました。同校には、東部特別支援学校伊豆高原分校も併置しています。

志榛地区の金谷高等学校（普通科）、藤枝東高等学校及び島田商業高等学校の夜間定時制課程については、志榛地区、小笠地区及び磐周地区の生徒及び社会のニーズを踏まえつつ、より良い教育条件の整備確立を図るために発展的に改編し、令和6年度に、ふじのくに国際高等学校（多部制定時制課程、単位制）を開校します。

⁹ 国際バカロレアのプログラムのうち16歳から19歳を対象としたプログラムを指す。所定のカリキュラムを2年間履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）を取得できる。

¹⁰ 静岡県教育委員会「国際バカロレア検討委員会」により策定。

(3) 誰もが学びやすい高等学校の実現

(ア) 特別支援学校分校の設置、巡回による通級指導等の実施

本県では、誰一人取り残さない教育を実現するために、「インクルーシブ教育システム」の考え方の下、障害のある生徒と障害のない生徒が可能な限り同じ場で共に学び相互に理解を深め、社会性や豊かな人間性を育む「共生・共育」を進めています。

県立高等学校内に特別支援学校高等部分校を設置している学校数は、令和5年度では11校となり、授業や部活動の共同実施による交流を実施し、生徒・教員が「共に学び、共に育ちあう」という成果が出てきています。

また、平成30年度から、県立静岡中央高等学校3キャンパスにおいて、自校通級による指導¹¹を、令和元年度から、希望する県立高等学校において、専門的スキルを持った講師の派遣による巡回通級による指導を実施しています。受講生徒の個別の指導計画をもとに、個々の指導内容を定め、個別指導やグループ指導を通して、多くの生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することができました。

(イ) ICT環境の充実、施設・設備の整備推進

令和元年度から全国的にGIGAスクール構想¹²が進められ、本県では、令和2年度に校内通信ネットワーク整備を実施し、全ての県立高等学校の普通教室に無線LAN環境を整備しました。また、学習系端末を各学校から直接インターネットへ接続するLBO（ローカルブレイクアウト）¹³や、個人所有端末を活用するBYOD¹⁴の導入を進めています。

学校施設については、学習指導要領を踏まえた多様な学習活動に対応するとともに、大規模地震や自然災害時に避難所等の機能を担うことを視野に入れ、計画的な建替え等を行っています。「静岡県学校施設中長期整備計画」に基づき、これまで16校23棟の建替え設計に着手し、その内3校4棟の建替えが完了し、令和5年度末には1校1棟の建替え工事が完了しました。また、建替え工事等に併せて、エレベーターや多目的トイレの設置、段差解消によるユニバーサルデザインの推進を図るとともに、洋式トイレの設置等による衛生環境の改善、LED照明や自動水栓等による省エネルギー効果の高い施設整備を実施しています。また、空調設備については、全ての県立高等学校の普通教室への設置が完了し、今後、稼働率の高い特別教室への設置も進めていく予定です。

¹¹ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（平成30年4月1日施行）により、平成30年度より高等学校においても「通級による指導」の実施が可能になった。

¹² 令和元年度に開始された、全国の児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する文部科学省の取組。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」の略。

¹³ ある拠点からインターネット向け通信を、データセンターを経由することなく、拠点のインターネット回線から直接アクセスするネットワーク構成のこと。利用が集中している特定の通信のみブレイクアウトを適用するのが一般的。

¹⁴ 学校等に個人が所有しているパソコンやスマートフォン等を持ち込んで、学習等に使用することを指す。「BYOD」は「Bring Your Own Device」の略。

3 更なる発展的な取組が必要な事項

これまで、第三次長期計画で示された方向性に基づいて取組を進めてきましたが、取組の中には教育効果がすぐに表れないものもあるため、長期的な視点で取組を継続していく必要があります。

一方、第三次長期計画の策定以降、新しい高等学校学習指導要領¹⁵の実施、中学校卒業生数減少の更なる加速、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるICTを活用した遠隔教育の広がりなど、高等学校教育において新たな状況変化が生じています。

以下では、第三次長期計画策定以後に社会情勢の変化等によって生じた新たな課題への対応や更なる発展的な取組が必要な事項等について、「生徒」、「地域」、「教育基盤」の各視点から整理します。

◆「生徒」の視点◆

- ・個別最適な学び、協働的な学び、探究的な学びの深化
- ・県全体としての適正な学科配置、学科・カリキュラムの検討
- ・多様な学習ニーズに応える効果的なICTの活用、オンラインと対面の最適な組み合わせによる教育の質の保障
- ・社会や生徒・保護者のニーズに応える、プロフェッショナル人材の更なる活用
- ・高等学校における学びのセーフティネット機能の向上

◆「地域」の視点◆

- ・コミュニティ・スクール¹⁶やコーディネート人材の効果的な活用
- ・地元自治体、企業、小・中学校などの地域資源を最大限活用できる体制づくり
- ・地域に貢献できる人材育成に向けた地域との連携強化

◆「教育基盤」の視点◆

- ・1学年6学級から8学級の規模を下回る高等学校の在り方と、少子化の進行に伴う生徒数減少下における効率的な学校配置や整備方針の検討
- ・ICTを活用した遠隔教育や学校間連携による過疎・中山間地域の小規模校における教育の質の保障
- ・個々の生徒に寄り添う教員のスキルを持続的に向上させていく仕組みづくり
- ・教員の働き方改革に向けたICTの活用及び専門性を持った外部人材の積極的な活用
- ・衛生環境の改善、生徒が安心・安全に過ごせる環境を考慮した施設・設備の整備

¹⁵ 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく学び育てるために、教科等横断的な学びを充実させるとともに、主体的・対話的で深い学びの実践を通じての実現に向けた教育活動を行うこととされている。

¹⁶ 令和元年度のモデル校3校（松崎、静岡城北、天竜）に導入後、令和2年度に7校、令和3年度に10校、令和4年度に13校に新たに設置し、令和5年4月現在の設置校数は33校（37.5%）である。

(参考) 静岡県立高等学校第三次長期計画 (平成30年3月)の概要

I 高等学校教育に関する現状(展望)及び課題 <ul style="list-style-type: none"> ・価値観や学習スタイルが多様化する中、生徒一人一人が個性的な生き方を追求し、自己実現を図ることが可能となる多様で柔軟な教育システムの構築が一層求められるようになる。 ・社会のグローバル化や情報化の進展等に対応できる能力を備えた人材の育成が求められる。 ・中学校卒業生数は、平成29年3月の35,112人から平成40年(2028年)3月には約31,000人に減少(約4,000人減少)が推測される。 ・本県の教育大綱や教育振興基本計画の目標及び方向性に沿った具体的な在り方の検討が必要であり、生徒のニーズの変化及び時代の進展に伴う社会のニーズの変化、地域の実情等に適切に対応した高等学校教育の充実を図ることが課題である。 	
II 長期計画及び第二次長期計画の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教育の発展・充実に向けて、平成12年2月に平成22年度(2010年度)を見通した「静岡県立高等学校長期計画」、平成17年3月に平成27年度(2015年度)を見通した「静岡県立高等学校第二次長期計画」を策定し、高等学校教育改革の推進や教育環境の整備に努めてきた。 	
III 本県の教育の基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、より良い社会づくりに参画し、行動する人を徳のある人、すなわち「有徳の人」と捉え、「ふじのくに」の未来を担う「有徳の人」の育成を進める。(基本目標) ・それぞれのライフステージや地域の実情に応じた、多彩な学びの場の充実を図る「縦の接続」と家庭、学校、地域や職場の「横の連携」による教育を社会総がかりで推進する。(基本姿勢) 	
IV 県立高等学校等の今後の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある学校づくりの推進に当たっては、「多様化する生徒の実態や地域社会の実情等を十分に踏まえたものとする」。 ・知性を高め、技芸を磨く教育の実現に向けて、「生徒一人一人の能力や適性を最大限に伸ばす教育内容の提供(新たな高等学校の設置、「技芸を磨く実学」の奨励、学科及び教育課程等の改善・充実)と質の高い教育を支えるための環境整備に努めるものとする」こと等を総括的な基本方向とする。 <p>個別の重点項目ごとの基本方向については、以下のとおりである。</p>	
生徒受入れの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、引き続き、高等学校進学者の概ね3分の2を公立高等学校が受け入れることとしつつ、今後の在り方については、幅広く意見を聞きながら研究協議を行う。
魅力あふれる高等学校の実現 中高一貫教育	<ul style="list-style-type: none"> ・併設型は、希望しても実質的に選択できない地域があり、新たな設置について検討する。 ・実施校における成果及び課題を検証した上で、6年間の教育をより一体的に施すことが効果的だと判断できる場合には、中等教育学校への移行も検討する。 ・連携型は、中山間地域等の人材育成等の観点からも有効であり、関係地域の意向等を十分踏まえ、引き続き、推進する。
普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍する生徒の学力や進路希望が多様化しており、個々の学校ごとに、生徒の実態に応じた特色化や教育課程の編成を検討する。(キャリア教育も含めた進学指導の充実、特色ある類型の設置、学び直し等の学習支援等)
普通系 専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術の振興、グローバル化への対応など、生徒及び社会のニーズに対応した改善・充実を図る。 ・「技芸を磨く実学」の奨励の基本方向を踏まえ、新たな学科の設置等を検討する。
職業系 専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を支える労働人口の確保、産業の高度化への対応、「技芸を磨く実学」の奨励を進めるため、平成27年8月の静岡県産業教育審議会答申「専門高校等における新しい実学の奨励の在り方について」等を踏まえた改善・充実を図る。
総合学科	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の進路への自覚を深めさせる学習及びガイダンス機能の一層の充実・改善を図る。 ・時代の変化や社会のニーズに対応した系列(教育内容)の見直し、「技芸を磨く実学」の奨励を推進する。
全日制課程の学科別 生徒受入割合	<ul style="list-style-type: none"> ・普通科等、専門学科、総合学科の生徒割合は、引き続き、65:25:10とする方向で検討する。
定時制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・学年制による夜間の定時制課程は、地区内に複数校ある場合には、充足状況等の実情を踏まえつつ、より弾力的な運用が可能な単位制による昼間、夜間を併置する定時制高等学校への再編等を検討する。
通信制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやICTを活用した柔軟な通信教育システムの研究、開発に努める。 ・高等学校における特別な支援等が必要な生徒に対して、週休日等に実施されている通信制課程のスクーリング等を活用した、他校からの通級が可能なシステムの整備を図る。

地域の実情等を踏 まえた高等学校の 在り方 中山間地域等の 小規模校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間連携や外部の教育機関との連携による多様な学習機会の確保に努める。 ・ICTを活用した遠隔教育システムの研究を促進する。 ・県外からの生徒募集は、地元自治体からの支援を得て生徒の受入環境が整っている地域にて実施し、検証する。 ・1学級規模の分校等にあっては、2年連続して入学者が15人を下回った場合には、授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障の観点等から募集を停止し、他地域で高等学校教育が受けられるよう、地元自治体との調整を図る。
全日制課程の配 置等	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程は、1学年6～8学級を適正規模とし、1学年4学級以下になる高等学校、産業従業者数等に見合った規模になっていない高等学校は、将来を見据えた新構想高等学校への改編（再編整備）を検討する。（過疎地域にある高等学校等は弾力的に対応）
誰もが学びやすい 高等学校の実現 共生・共育	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の生徒数の動向、実施校の成果、余裕教室の状況等を踏まえ、特別支援学校高等部分校の設置を検討する。 ・発達障害等を抱えた特別な支援等を必要とする生徒に対して、特別支援学校と連携した支援体制（通級指導等）を検討する。
社会に開かれた 教育課程づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材や特色ある教育資源など、地域の力を教育活動により積極的に導入するとともに、学校の持つ教育資源を地域に提供し、双方向での連携を図る。 ・産業界及び地域との連携により、体験学習やキャリア教育等の充実に努める。
教職員の資質向 上	<ul style="list-style-type: none"> ・頼もしい教職員を育成するために、教育者として求められる使命感・倫理観の涵養、教育に対する誇り、教育的愛情の維持・向上に努めるとともに、学習指導要領の改訂に合わせた指導力の向上を図る。 ・教員育成指標に基づき、法定研修（初任者研修、中堅教諭等資質向上研修）の見直し・改善、新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発・普及など総合教育センターをはじめとした研修の充実に努める。 ・学校において日常的に学びあうことができる校内研修（OJT）の促進に努める。
学校施設・設備 の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ良好な教育環境を確保するため、計画的に老朽校舎の長寿命化改修や建て替え、ユニバーサルデザインの導入、ICTを活用した学習空間の整備・充実、理科教育及び産業教育施設・設備の計画的な整備を図る。

Ⅲ 本県高等学校を取り巻く現状と主な課題

1 社会に求められる人材像の変化

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）¹⁷をはじめとする技術革新が進展しており、近い将来、情報化が加速的に進む「Society5.0」の到来が予想されています。

こうした技術革新の進展により、日本の労働力の相当規模が技術的にAIやロボット等により代替できる可能性が指摘されており、雇用形態の変化や労働市場の流動化がより一層進展すると予想されています。

社会で生じる様々な変化や課題に対して求められる能力も変わり続け、特定の分野の知識や技能だけでなく、生涯を通じて新たなことを学び、予測できない変化を前向きに受け止め、新たな価値の創造に挑んでいく力が求められます。

また、実社会においては、様々な判断を求められる場面に直面することとなるため、生徒の可能性や能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色ある取組や、教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成が不可欠となっています。

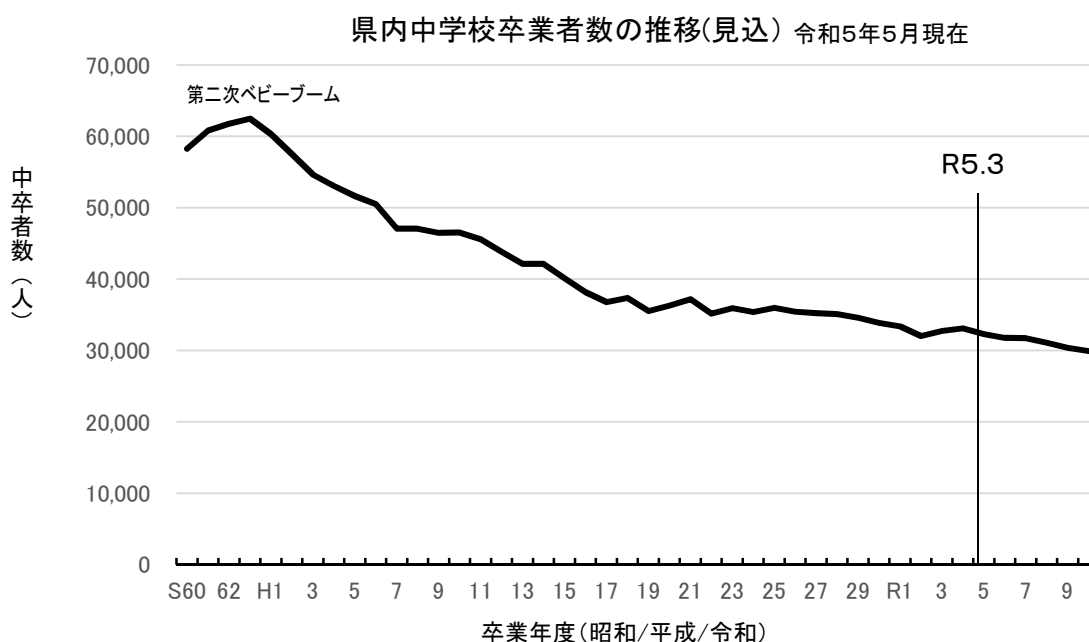
本県では、こうした社会変化に対応できる人材の育成に向け、生徒一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と仲間との学び合いを中心とする「協働的な学び」に加えて、自ら課題を設定し、解決に向けて知識を深め、主体的に他者と協働してその方法を見出していく「探究的な学び」の充実を図るための体制を重点的に整備する必要があります。

2 人口・生徒数の減少

本県では、平成20年11月の380万人をピークに総人口が減少に転じ、令和5年11月には355.2万人となっています。人口減少の背景には少子化の進行があり、平成20年に32,701人であった本県の出生数は、令和4年には20,575人まで減少しています。県内の中学校卒業者数については、平成元年3月に62,506人のピークを迎えて以降、急激に減少し、令和5年3月にはピーク時のおよそ約半数に当たる33,138人まで減少しました。今後も生徒数の減少傾向は続き、令和19年3月には令和5年3月より約11,000人少ない21,681人になることが予測されています。

生徒数の減少により小規模校化が進んでいる県立高等学校では、多様な生徒との交流により相互に切磋琢磨する機会が減少するほか、教員定数の減少により、生徒の学習ニーズに対応した科目開設や習熟度別の教科指導が困難になるとともに、部活動に参加する生徒や指導者が確保できず部活動の維持が難しくなるなど、これまでの教育の質が維持できなくなる状況が懸念されます。

¹⁷ モノとインターネットをつなぐことで、モノから個別の情報を取得し、その情報を元に最適な方法でモノを制御する仕組みのこと。



また、定員割れは全国的にも広がっている状況にあり、本県の県立高等学校においても、令和3年度公立高等学校入学者選抜の志願者数の合計が募集定員の合計を初めて下回りました。今後も、生徒数の減少が更に進んでいくことは自明のことであり、県立高等学校は定員割れに対する強い危機感を持っています。人口減少の局面では、限られた教育資源を効率的に配分するとともに、教育の質・機会を維持・向上させることが求められています。

特に、人口減少が著しい地域では、地元自治体、企業、高等教育機関、関係団体などの地域資源や地域人材の活用、幼・小・中・高による一貫した学びの体系づくり、生徒の可能性を広げるキャリア形成を目指した企業等との共同研究など、高等学校教育に対して地域全体による幅広い関わりが必要となります。

将来に向け、それぞれの地域が持つ固有の自然環境、歴史、文化、人材、産業など、本県における豊かな資源を教材とした学びを推進し、地域に愛着を持って地元を内や外から支える人材を育成する取組が重要となります。

県立高等学校の在り方の見直しについては、今後の急激な生徒数減少に対する具体的な対応が求められており、県立高等学校の役割や地域の意見等を踏まえながら方向性を示していく必要があります。

今後想定され得る生徒数・教員数減による教育活動の停滞に対し、特に本県においては、多様な地域産業などが根付く地域性を踏まえ、地域と連携した教育活動や探究的な学びの充実は重要と考えられます。

3 生徒一人ひとりの背景や特性の多様化

社会情勢が大きく変化し、本県における中学校卒業生の98.4%が高等学校等に進学¹⁸する中、生徒の学びに対する目的意識や興味・関心、進路希望等はますます多様

¹⁸ 令和5年度「学校基本調査」より。

化しています。

このような状況に対応し、生徒の多様な興味・関心を深め、自ら学びに向かう教育を実現するために、生徒や地域のニーズを踏まえた学科・コース（類型）等の検討や探究的な学びの充実に一層注力していくことが求められています。

また、高校生を取り巻く環境はそれぞれ異なり、それゆえ、彼らが有する困難な状況も、経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、国籍、障害、虐待など多岐にわたり複合化しています。こうした様々な困難を抱える生徒に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな対応が求められており、特に、特別な支援が必要な生徒や外国にルーツを持つ生徒の受入れや支援の在り方について、高等学校を含め、関係機関と連携した体制を整える必要があります。

生徒一人ひとりの背景や特性の多様化に対して、県立高等学校のセーフティネット機能を向上させていくことが重要な課題となっています。

4 教員の資質向上・多忙化への対応

教員には、時代や環境の変化に応じた知識・技能及び指導方法が求められており、生徒の学びを支援する伴走者として、生徒を導く能力と人間性を兼ね備えた教員の育成が求められています。

教育の担い手である教員の資質向上を図るため、専門性や指導力を向上させる研修等の充実や教育的課題の解決に向け、教員がこれまでの実態に囚われずに改革を推進できるよう、大学の教職課程とも連携して意識の醸成を進めていく必要があります。また、教育的課題の解決に向け、学校のマネジメント機能の強化、管理職のマネジメント能力の向上が必要です。

一方、教員に求められる役割や資質・能力が多様化・高度化する中で、教員の多忙化の解消が課題となっています。本県の「割り振られた勤務時間以外に業務に従事した時間が月当たり 45 時間を超える教職員の割合」は高等学校では増加傾向にあり¹⁹、今後の業務改善に対する本格的な取組が急務となります。

学校教育を取り巻く環境が変化する中、生徒や新たな教育課題に向き合う教員の余裕を生み出すためには、日常業務の精選や効率化を進めるとともに、デジタル技術や外部人材の積極的な活用により、生産性の向上及び教育環境の整備を推進していくことが求められます。

また、近年、公立学校教員採用選考試験における倍率低下や教員不足の深刻化など、全国的に教員の確保に苦慮する状況が続いています。本県の公立学校教員採用選考試験（高等学校）における志願者（倍率）は、平成 29 年度（平成 30 年度採用）では 1,022 人（6.7 倍）でしたが、令和 5 年度（令和 6 年度採用）では、667 人（5.5 倍）になっており、志願者数は 6 年間で 3 分の 2 まで減少しています。教員を志した人材を民間企業等に流出させることなく着実に確保するために、教職の魅力を効果的に発信するとともに、学校における働き方改革の取組を加速させていく必要があります。

¹⁹ 静岡県教育委員会「学校における業務改革プラン」（令和 4 年 3 月改訂）数値目標の進捗状況（令和 4 年度実績）。

IV 県立高等学校の今後の在り方

1 目指す県立高等学校像

本県では、令和5年4月に策定した「静岡県立高等学校の今後の在り方に関する基本方針」において、今後の目指す県立高等学校の基本的方向性として、「学びの変革《生徒の視点》」、「地域（実社会）との連携《地域の視点》」、「教育基盤の確立《教育基盤の視点》」の3つを掲げています。



<学びの変革>

変化の激しい時代を生きる生徒に対し、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「探究的な学び」等を通じて一人ひとりに応じた主体的な学びや多様な学びを展開する

<地域（実社会）との連携>

主体的な学びや多様な学び、安定した教育基盤の確立に向け、社会資源の活用も含め、地域（実社会）と一体となった教育活動・学校運営を進める

<教育基盤の確立>

人口や教育資源の減少が見込まれる中、教育効果を高めるためにより効率的かつ重点的な資源投入を図るとともに、公教育に求められる学びの機会を提供するための教育基盤（学校規模・配置、施設、人員等）を確保する

【高等学校に求められる役割】

○生徒一人ひとりの学びを支える高等学校

学校教育法²⁰において、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」とされており、高等学校には、心身の発達及び進路に応じた教育、すなわち個別最適な学びを支援していくことが求められています。そのため、個々の特性に応じた可能性を伸ばし、高等学校卒業時に必要な資質・能力を育む教育が期待されています。加えて、デジタル技術が目まぐるしく発展し、将来の予測が難しい社会において、探究的な学びを通じて、自ら問いを見出し、膨大な情報を主体的に捉えて活用し、他者と協働しながら、新たな価値を生み出す創造力を育むことも求められています。

²⁰ 学校教育法第50条。

○地域と連携した教育を目指す高等学校

「総合的な探究の時間」の導入、コミュニティ・スクール導入校の増加、地域における高等学校が担う役割の高まり等、様々な背景の中、探究的な学びの一つの選択肢として、地域連携の必要性が高まっています。学習指導要領でも、高等学校と地域社会がそれぞれの役割を理解した上で相互の連携及び協働を深めることの必要性が示されていることから、高等学校は、進学や就職等に向けた知識や技術を提供する場だけでなく、各市町や企業、高等教育機関等との連携・協働を通じて、将来の地域を支える人材を育む場としての役割も期待されています。特に、人口減少が著しい地域では、地域コミュニティの衰退や地域における教育機能の弱体化が懸念されており、地域課題を戦略的に解決するためにも、地域と連携した県立高等学校の役割は重要になっています。

○多様な背景を持つ生徒に寄り添う高等学校

県立高等学校は、個に応じた教育を提供する学びのセーフティネットとしても大きな役割を果たしています。入学後の学習内容とのミスマッチによる中途退学や、家庭環境や社会環境による貧困化、不登校、障害、ヤングケアラーなど様々な困難を抱える生徒の実態に即し、生徒個々の状況へのきめ細やかな対応を考えていく必要があります。様々な要因によって学びから取り残される恐れのある生徒への支援は不可欠であるため、県立高等学校の魅力化・特色化を推進する一方で、高等学校を含め、関係機関との連携による誰一人取り残さない学びのセーフティネットとしての体制づくりが今後も求められます。

こうした県立高等学校の果たす様々な役割を踏まえ、県教育委員会では、各高等学校の「スクール・ミッション²¹」を再定義し、目指すべき高等学校像等を定めています。さらに、各高等学校では、このスクール・ミッションを踏まえ、社会で求められる役割を十分考慮しながら、「三つの方針（スクール・ポリシー²²）」を策定し、重点的に取り組む内容を明確化し、様々な教育活動を推進しています。

また、様々な教育の実現には、教える側の果たす役割も重要です。教員が生徒に寄り添い、支援し、地域と連携した教育を充実させるため、教員の日常業務の効率化や負担軽減を図りながら、組織的かつ体系的に取り組むことが求められます。

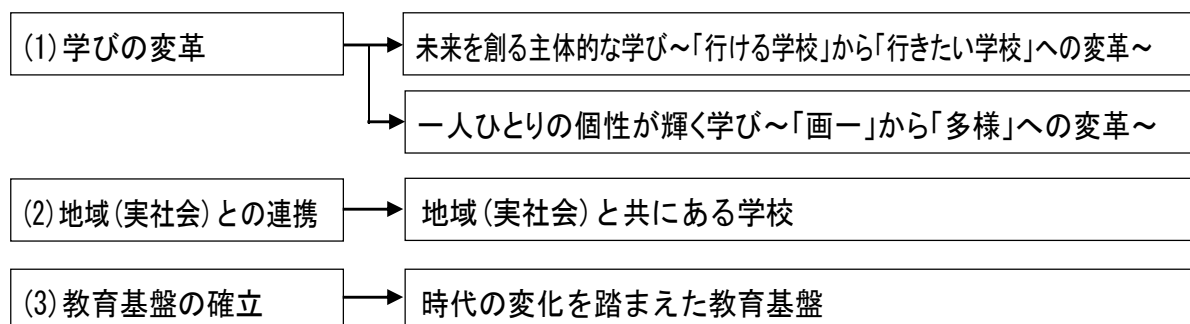
県教育委員会では、各高等学校が地域のニーズや生徒の多様な進路希望に応じて、組織的にスクール・ミッションやスクール・ポリシーを達成できるよう、様々な支援の充実を図ります。

²¹ 各高等学校の存在意義、期待されている社会的役割、目指すべき高等学校像について在籍する生徒及び教職員その他学校内外の関係者に対して分かりやすく高等学校の役割や教育理念を示したもの。

²² 各高等学校等における教育活動の指針となる「育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」の3つの方針。

2 具体的な方向性

県立高等学校の今後の基本的方向性を踏まえて具体的な取組を推進するに当たり、ベースとなる視点を以下のように示します。



(1) 学びの変革 《「生徒」の視点》

○未来を創る主体的な学び ～「行ける学校」から「行きたい学校」への変革～

OECDによる「Learning Compass 2030」(2019.5発表)では、ウェルビーイングを実現していくために、自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力(エージェンシー)を身に付けることの重要性を指摘しています。

生徒一人ひとりが、こうした力を様々な学びの中から身に付けられるよう、自らの望む進路と向き合い、自己肯定感を得ながら主体的に課題に取り組める学習内容やカリキュラムを開発・導入するとともに、学力や知名度だけで高等学校を選ぶのではなく、自己実現に向けて主体的に学校や学科などを選択できる体制づくりに学校間の壁を越えて取り組んでいきます。

その際、地域によって学校数や学科の種類が少なく、生徒の学びの選択肢に制約が出る場合は、コース(類型)制も含めて学校の中に様々な選択肢を確保していきます。

中学生が主体的に高等学校を選択できるよう、ICTを用いて各校の魅力を分かりやすく発信し、中学生や保護者、中学校の教員に対し、進路実績や部活動だけでなく各高等学校で実践している特徴的な活動や地域との連携による探究的な学びなど、興味・関心を呼ぶ学習環境面について積極的にアピールしていきます。

○一人ひとりの個性が輝く学び ～「画一」から「多様」への変革～

様々な個性を持つ生徒の可能性を引き出し、生徒が社会の中で活躍するための多様な資質・能力を伸ばすことができる学びについて、より一層の展開を図ります。

教科の学習以外での生徒の様々な能力を評価するとともに、多様な生徒の能力を的確に把握できる入学者選抜について、関係者の意見を踏まえて見直しを検討します。

生徒の抱える諸問題にきめ細かく対応するため、関連する専門機関等との連携による学校のセーフティネット機能の整備・強化を図るとともに、インクルーシブ教育システム推進の在り方について検討します。

(2) 地域（実社会）との連携《「地域」の視点》

○地域（実社会）と共にある学校

授業の質の向上や効果的な学校運営を行うために、学校と家庭、自治体、企業、NPOなどとの継続的な連携体制の構築を図るとともに、学校だけでは解決の難しい諸課題に対して、専門機関や関係機関等と連携して課題解決に取り組みます。

地域との幅広い連携によって生徒と地域、学校と地域との関係性を深め、地域に根ざした探究的な学びやキャリア教育などを通じて生徒の成長や教員のスキル向上、地域に対する理解の向上を図ります。

学校を地域全体で活性化させることができるよう、地域と学校間における協働意識の醸成を図ります。

(3) 教育基盤の確立《「教育基盤」の視点》

○時代の変化を踏まえた教育基盤

効率的・重点的な教育資源の投入による教育効果の高い基盤整備及び持続可能な学校運営の実現を目指すとともに、人口減少が進む中で、公立高等学校に求められる学びの機会を提供する観点から、学校の規模と配置のバランスを確保します。

過疎地域、中山間地域における学びを保障するための仕組みを構築し、地域と連携した探究的な学びの充実や学校間連携による学びの機会の創出をはじめ、小規模校ならではの特色ある学校づくりを推進します。また、個々の学びのニーズに応じた学習内容を提供するICTの効果的な活用や遠隔教育を可能にする広域ネットワークを構築します。

学校が生徒にとって通いたくなるような安全で快適な施設・設備となるよう、従来の形に囚われない環境づくりを検討します。

生徒の学ぶ意欲を引き出し、探究的、協働的な学びをより充実させるよう、教員の専門性の向上や外部人材の積極的な活用を推進します。多様化する生徒に対応するために、教員が自らの資質・能力を向上できる機会の確保とオーバーワークにならない環境整備の両立を図ります。

3 学びの変革《「生徒」の視点》

(1) 生徒の学びに関する共通の方向性

社会情勢を含めた教育を取り巻く環境の変化や諸課題への対応、誰一人取り残さない教育の実現が求められる中、多様化する生徒の実態や地域社会の実情等を十分に踏まえ、以下の視点を持って教育に取り組みます。

<高等学校の魅力化・特色化の発信>

地域と連携した学校づくりに努めるとともに、各高等学校の取組についてPR動画の作成・配信、SNSの活用、ホームページの充実、一貫性のある見やすいフォーマットデザインなど、様々な手法を組み合わせ、中学生や保護者、中学校関係者等に情報を分かりやすく発信し、周知していくことが大切です。

また、生徒の探究的な学びの成果を発表する探究フェスタ²³の実施や、専門高等学校への進路を希望する中学生の学科選択における入学後のミスマッチを防ぐ観点からも、中学生が早い段階から主体的に学校選択できるよう、各専門高等学校の特色ある取組を盛り込んだホームページによる周知など、高校生の活躍や学習成果を発信する機会を積極的に設けるとともに、マス・メディアの有効活用など、発信方法の工夫を図る必要があります。

目指す方向性

○様々な手段を活用した魅力化・特色化の取組の分かりやすい発信

- ・PR動画の作成・配信、SNSや専用のホームページ等で視聴できる仕組みの強化など、様々な手法を組み合わせ、全県的に効果的な情報発信の充実を図ります。
- ・中学生の主体的な進路選択を後押しできるよう、教育委員会や各高等学校によるイベントや行事等において高校生の活躍を広くアピールできる場を設定します。

<地域の実態やニーズを踏まえた学科の設置>

各県立高等学校のスクール・ミッションには、郷土の歴史や産業、自然環境など、生まれ育った静岡県、市町、地域への理解を深め、多様な背景を持つ他者との関係を構築するためのコミュニケーション能力や協調性、新しい価値を創造する力を身に付けた人材を育成するといった方向性が示されています。こうした資質・能力を持続的に育成するためには、教育の機会均等、質的水準の維持・向上を図る必要があり、地域バランスを考慮した学科・コース（類型）等の適正な配置による実践的な教育の推進が求められます。

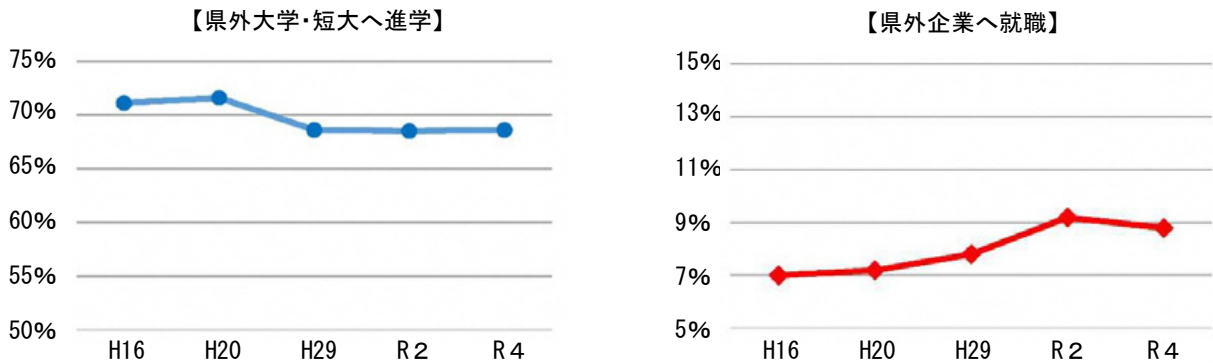
本県は、普通科、専門学科、総合学科、定時制・通信制を有する高等学校を各地域

²³ 県内の高校生が、生徒主体の発表を通して、参加者と共に学び合い、探究的学びの質の向上を図るとともに、高等学校教育における探究的な学びを推進する事業（令和5年度新規事業）。

にバランスよく配置しており、一人ひとりの学びのニーズに応じた学習環境を提供しています。このことを踏まえつつ、今後は、情報、データサイエンス、スポーツ、医療、農業、商工連携など、生徒及び地域の実態やニーズ等を踏まえた新たな学科・コース（類型）等の設置や適正な配置、現行学科の改善・廃止の検討が必要となり、併せて専門的知識や技術を有する教員又は外部人材などの専門人材の確保にも努める必要があります。

また、地域産業を担う人材確保に向けた取組では、本県の高等学校卒業生（令和4年3月）の内、進学者の68.6%が県外大学・短大へ進学していることから、県外大学等へ進学した後に、本県での就職等を選択肢として考えられるよう、高等学校在学中に県内産業や地元企業に関する知識や理解を深めるキャリア教育を産業界と連携して進めることが大切です。一方、就職者の8.8%が県外企業へ就職し、91.2%は県内に就職しています。今後も県内企業への高い就職率を維持するために、地域や地元企業等と一体となった職業人材の育成が求められます。

高等学校卒業後の県外流出の推移



※進学: 高等学校等卒業生の卒業後の状況調査 (県教育委員会実施)

※就職: 学校基本調査 (文部科学省実施)

目指す方向性

○生徒及び地域の実態やニーズ、公立高等学校としての役割を踏まえた学科のバランスの検討

- ・生徒の学習ニーズに応じた、質の高い多様な学びが選択できる学習環境を確保します。
- ・生徒及び地域の実態やニーズ、他校との配置バランスを考慮した上で新たな学科・コース（類型）等の設置を検討します。

(参考) 県立高等学校の主な学科の配置

	東部	中部	西部
普通科 (59 校)	21 校	16 校	22 校
理数科 (10 校)	4 校	3 校	3 校
国際・外国語科 (4 校)	1 校	1 校	2 校
芸術科 (3 校)	1 校	1 校	1 校

農業科（6校）	2校	1校	3校
工業科（10校）	4校	2校	4校
商業科（12校）	4校	3校	5校
水産科（1校）	—	1校	—
家庭・福祉科（5校）	2校	1校	2校
総合学科（9校）	3校	2校	4校
定時・通信制（20校）	7校	7校	6校

※令和6年3月時点の学科配置 ※定時制課程には単位制3校を含む

<多様な学習選択の仕組み>

本県では、中学校卒業者の98.4%が高等学校等に進学していますが、将来の明確な目的意識を持って意欲的に学習に取り組む生徒がいる一方、目的意識を持たず主体的に学習に取り組めない場合も少なくありません。生徒の自主性や学習意欲を喚起するためには、生徒の学習経験、学習意欲、背景にある生活環境等を踏まえ、個々の進路希望や、興味・関心に応じた多様な学びを提供できる教育環境を整えていく必要があります。

中央教育審議会の「高等学校の在り方ワーキンググループ中間まとめ」（令和5年8月）では、生徒一人ひとりの個性や実情に応じて多様な可能性を伸ばす「多様性への対応²⁴」を図りつつ、個々の進路にかかわらず、社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保²⁵」を併せて進めることの必要性が示されています。

また、学習指導要領では、高等学校教育の一定の水準を確保するために、全ての生徒に対して学習指導要領に示している内容を確実に指導した上で、生徒の学習状況等の実態に応じて、各高等学校の判断により、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することを可能としています。

このことから、県立高等学校では、「共通性の確保」に向け、学習指導要領が掲げる理念を押さえた上で、地域や生徒のニーズを踏まえた学科・コース（類型）等の検討や、探究的な学びの充実など生徒の興味・関心を深める学びの展開、すなわち「多様性への対応」を進めていく必要があります。特に、探究的な学びの深化には、地域や企業、高等教育機関等との連携・協働のほか、外部人材の積極的な活用は不可欠です。加えて、小規模校での学びを保障する仕組みとして、ICTを活用した授業の遠隔配信、学校間連携、小・中・高による連携などの取組は重要です。

さらに、実技等を伴う活動に関しても、他校種間や学科間連携におけるICTを活用したプロジェクトの実施など、複数の学校の生徒が共に学べる環境整備について検討を進める必要があります。

²⁴ 「多様性への対応」については、生徒の学習ニーズや地域の実態に応じた柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限に引き出すことの重要性が示されている。

²⁵ 「共通性の確保」については、生徒が国家・社会の形成者として必要な資質・能力を着実に身に付けることができるよう、生涯にわたり学習する基盤が培われる教育の重要性が示されている。

目指す方向性

○生徒の興味・関心に沿った多様な学習を選択できる仕組みの検討

- ・カリキュラム・マネジメント²⁶の推進により、生徒の興味・関心に応じた協働的・探究的な学びを実践し、生徒の進路希望や学習ニーズに沿った学びの機会を創出します。
- ・ICTの効果的な活用と地域や企業、高等教育機関等との連携・協働などによる多様な学びを実現します。

<ICTを活用した新たな教育手法等の研究・展開>

ICTの活用により、生徒個々の理解度に応じて最適化された学習の実施や、遠隔教育による学びの選択肢の拡大といった効果が期待できます。そのため、制度改正に向けた国への要望・情報交換等を行いつつ、現行の制度的制約²⁷を踏まえた、本県の実態に応じた教育手法の研究及び開発が必要です。特に、教員数の少ない小規模校では、ICTを活用した学校間連携等や遠隔授業配信センター機能の設置等により、学びの機会や質を確保することが求められます。また、不登校や疾病による療養や障害等により、教室で授業を受けられない生徒に対して、国の方針等を踏まえながら学びの機会の拡大に向けたICTの効果的な活用に取り組む必要があります。

令和4年度の本県における教員のICT活用指導力は77.3%であり、全国平均(78.1%)を下回っています²⁸。「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実には、ICTを活用した教育環境の整備や、AI、メタバース、XR²⁹などの最新技術の導入・活用とともに、ICTの活用をはじめとしたSociety5.0時代に求められる教員の育成が必要です。併せて、生徒の情報活用能力の育成と情報手段の正しい利用を促す情報モラル教育との両立が不可欠です。

また、教員のスキルアップについては、ICT活用のフロントランナーとなる学校や教員を育成していく仕組みづくりとして、教員のICT活用に有用な情報や授業事例の動画の共有、県・市町合同の研修などが必要です。

さらに、県立高等学校の「BYOD」(個人所有端末の活用)の推進に伴い、個人情報保護や情報流出防止等に対する情報セキュリティの強化を図り、日常的にICTを活用するための安全性の高い環境整備に取り組む必要があります。

²⁶ 学校の教育目標の実現に向けて、生徒や地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備のこと。

²⁷ 平成27年4月から、全日制・定時制課程の高等学校における遠隔授業が可能となった。この制度は、対面により行う授業が原則である全日制・定時制課程の高等学校において、高等学校が、対面により行う授業と同等の教育効果を有すると認めるとき、同時双方向型の遠隔授業を行えることとするものである。

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」(令和5年8月31日)によれば、今後、遠隔授業の受信側の教職員配置等に関する要件の緩和等について制度改正が行われる可能性がある。

²⁸ 文部科学省「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)」(令和5年3月確定値)。対象は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員。

²⁹ 「エクスアール」又は「クロスリアリティ」と読まれている。「XR」は、VR(仮想現実)、AR(拡張現実)、MR(複合現実)、SR(代替現実)等の技術の総称のこと。それぞれは個別の技術であり、複数の技術を組み込んだ場合は、XR技術になる。

目指す方向性

○対面での学びとのバランスや遠隔授業に関する制度的制約への対応も含めた

ICTを活用した新たな教育手法等の研究・展開

- ・ICTを活用しつつ、対面による学びと、遠隔・オンラインによる学びとのハイブリッドな学びの充実を図ります。
- ・現行の制度的制約を踏まえた、ICT活用による学校間連携など、本県の実態に応じた新たな教育手法の研究・開発を推進します。
- ・ICTを活用した学習活動によって生徒の教育的効果を上げるために、AIやメタバース、XRなど最新技術を活用した個別最適・協働的な学びをセキュリティ強化を図りつつ検討します。

<大学等と連続性のある学び>

高等学校は、初等中等教育段階最後の教育機関として、高等教育機関や実社会との接続機能を果たしており、生徒が将来、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するための資質・能力を育成しています。また、探究的な学びを通じて、自ら問いを見出し、他者と協働しながら新たな価値を生み出す創造力を育成しています。

高校生が高度な学問に触れ、論理的思考力や創造性など自らの能力を更に伸ばすためには、大学などの高等教育機関や企業との連携による教科等横断的で探究的な学びの推進が不可欠です。そのため、大学の学部や学科との連続性のある学びができるコース（類型）等の設置を検討するとともに、生徒の多様な学習ニーズや進路希望等を踏まえて、県内の高い技術力や研究開発力を持った企業等と連携した探究的な学びの充実や、最先端の研究や高い専門性に触れる機会の充実を図る必要があります。

また、地域の担い手を育成するため、自然、歴史、文化、人材、産業など、静岡県豊かな資源を教材とした学びの更なる充実に取り組み、地域の大学等との学びの連続性のあるカリキュラムの開発やコース（類型）等の設定に向けた検討を進める必要があります。

目指す方向性

○地域の大学等との連続性を意識したコース（類型）等の検討

- ・生徒の進路等を考慮した大学や企業と連続性のある教育活動（カリキュラム開発及び、大学の学部や学科とつながりを持った学びができるコース（類型）等の設置）を展開します。
- ・生徒の多様な学習ニーズや進路希望等を踏まえて、大学や企業、自治体など産学官の連携により、高等学校での学びを超えた高度な探究的な学びなど、専門性の高い学習機会を創出します。

(2) 普通科・普通系専門学科

本県では、令和5年度の公立高等学校全日課程定員のうち、66.3%を普通科・普通系専門学科が占めています（全国：68.5%）。学科には、普通科のほか、「普通教育に関する専門学科（普通系専門学科）」として、理数に関する学科、国際及び外国語に関する学科、芸術に関する学科があります。また、普通科の中に特色のあるコース（類型）を設置している学校もあります。

東部	中部	西部
下田、松崎、稲取、伊豆伊東、熱海、土肥分校、韮山、伊豆中央、三島南、三島北、御殿場南、小山、沼津東、沼津西、沼津城北、吉原、富士、富士東、富士宮東、富士宮北、富士宮西 (県立 21 校)	清水東、清水西、清水南、静岡、静岡城北、静岡東、静岡西、焼津中央、清流館、藤枝東、藤枝西、島田、金谷、川根、榛原、相良 (県立 16 校)	掛川東、掛川西、池新田、横須賀、袋井、春野校舎、佐久間分校、磐田南、磐田北、磐田西、浜松北、浜松西、浜松南、浜松湖東、浜松東、浜松湖南、浜松湖北、浜松江之島、浜名、浜北西、新居、湖西 (県立 22 校)

※令和6年3月時点の学科配置、以下の表同じ

本県全体の普通科・普通系専門学科における令和3年度卒業生の進路は、大学・短期大学への進学が約66%、専修・各種学校への進学が約20%、就職が約10%、その他約4%でした。普通科・普通系専門学科には、様々な能力・適性、興味・関心、多様な進路希望を持った生徒が在籍しており、生徒が様々な変化に積極的に向き合い、自ら課題を見出し、他者と協働しながら課題の解決ができるよう、教科等横断的な視点を踏まえた深い学びの実践が求められています。

今後は、探究的に物事を考え、新たな価値を生み出し、将来の社会に貢献する人材を育成するために、学科間・学校間（実学系含む）連携等を通じて、様々な変化に対応する能力を育む教科等横断的な学びの充実と環境整備に努めます。また、生徒が自ら課題を見出し、ICTの効果的な活用等を通じて他者と協働して課題の解決に取り組む文理横断的で探究的な学びを推進するとともに、生徒の興味・関心や進路希望に応じて、地域の特色や特徴を反映させたカリキュラムを提供します。

(ア) 理数に関する学科

科学技術の進展が著しい現代では、科学的な思考力・表現力の育成が求められています。そのため、様々な事象に関わり、数学的・理科的な見方・考え方を豊かな発想で活用したり、組み合わせて働かせたりすることで、課題を解決できる資質・能力を育成する取組が必要です。

今後は、理工系学部や医療系学部等への進学に対応した、専門的で高度な学習の展開に加え、国際的な競争力を高めていくために必要な人材の育成に向け、リベラルア

ーツ、STEAM教育³⁰、情報通信ネットワークの適切な活用など、社会で求められる幅広い視野や能力を育むための教育内容の更なる充実を図ります。

また、理数科として、学習内容と生徒個人の進路希望との整合性が課題となっている学校もあることから、学科の趣旨や目標を検証し、地域や生徒のニーズに合わせて、適切な学科改善や実態に応じたカリキュラムを検討します。

理数系の進路を選択する生徒の男女比のアンバランスや、学びの視野を広げることが全国的にも課題とされていることから、中学生の理数科への学びの関心が高まるよう、「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）³¹」の学習活動の積極的な発信や、「サイエンススクール³²」における地域の小・中学生を対象とした科学教室の実施等、次世代の科学技術の発展を担う人材の育成に取り組みます。

東部	中部	西部
下田、韮山、 沼津東、富士	清水東、榛原、 科学技術（理工科）	掛川西、磐田南、 浜松南

（イ）国際及び外国語に関する学科

外国語による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の言語活動を通じて、他国の情報や考え方を的確に理解するとともに、適切な表現力やコミュニケーション能力を身に付けた広い国際的視野を持つ人材の育成に取り組んでいます。

今後は、“世界の中の静岡県”というグローバルな視点を持ち、幅広く国際社会で活躍できる人材を育成するため、生徒の海外研修や留学生の受入れ拡大による国際交流を推進するとともに、オンラインの活用や外国人県民等との交流を促進するなど、日常的に外国語に触れる環境を更に整備していきます。

また、令和6年度に開校する「ふじのくに国際高等学校」（多部制定時制課程、単位制）において、国際バカロレア機構が提供する教育プログラムを令和8年度に導入する予定です。

東部	中部	西部
吉原（国際科）	静岡城北（グローバル科）	浜松北（国際科） 浜松湖南（英語科）

³⁰ 科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、哲学、芸術、歴史などの教養（Art）、数学（Mathematics）の諸領域・各教科等を横断しながら、実社会で課題発見・解決に必要な本質を見抜き考える力や新たな価値を生み出す創造力等を育む教育。

³¹ 文部科学省が、将来の国際的な科学技術系人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する事業のこと。本県では、令和5年度に県立高等学校2校（清水東、浜松工業）が指定されている。

³² 理数科教育の更なる充実を図るため、得意分野を中心に確かな学力を持ち、日本の次代を担う人材を育成するために、本県独自の取組として、令和5年度には県立高等学校9校をサイエンススクールに指定して事業を実施している（下田、韮山、沼津東、富士、科学技術、榛原、掛川西、磐田南、浜松南）。主な取組として、自然科学分野の外部講師を招聘したセミナー、大学や研究機関、民間企業等と連携した課題研究、地域の小・中学生を対象とした科学教室の実施等がある。

(ウ) 芸術に関する学科

芸術の幅広い活動を通して、豊かな感性を養い、創造的な表現に必要な資質・能力の育成を目指しています。

今後は、社会や産業界における芸術活動の動向等を踏まえつつ、アートマネジメントや関連産業にも視野を広げた幅広い分野で活躍できる人材を育成するためのカリキュラムの開発・実践に努めます。

令和6年度から、演劇マインドや自己表現力を身に付けた人材を育成するため、清水南高等学校芸術科に演劇専攻を設置します。

東部	中部	西部
沼津西（音・美・書）	清水南（音・美） 令和6年度より演劇専攻設置	浜松江之島（音・美）

※音：音楽、美：美術、書：書道

(エ) 新たな学科の設置等の検討

国において、令和3年1月の中央教育審議会答申等を踏まえ、高等学校の特色化・魅力化を進めるため、「普通教育を主とする学科」の弾力化（高等学校設置基準及び高等学校学習指導要領の一部改正、令和4年4月1日から施行）が示されました。

本県においても、普通科の魅力化や特色化につながる方策として、「学際領域に関する学科³³」や「地域社会に関する学科³⁴」の趣旨を踏まえた学科・コース（類型）等について検討を進めます。

また、探究的な学びを重視する国際バカロレア教育の導入を予定している「ふじのくに国際高等学校」（多部制定時制課程、単位制）では、全ての科目で探究的な学びを意識する「探究モデル校」として、大学研究機関等との連携・協働にも取り組み、探究的な学びを深める教育プログラムの導入及び学習内容の実践・普及に努めます。

(オ) 中高一貫教育の推進

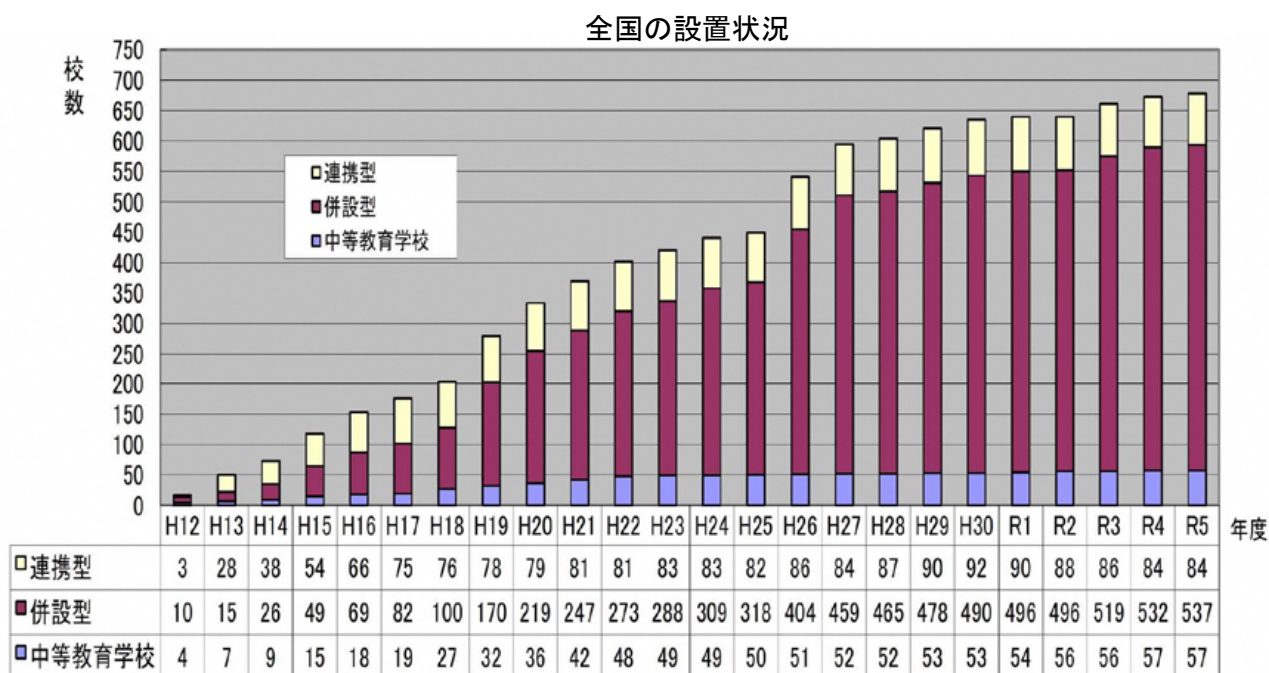
中高一貫教育においては、6年間の一貫した学習環境の下で、計画的・継続的な学習内容を展開するとともに、幅広い年齢層の生徒による交流や活動を通して、生徒の個性や創造性を伸ばす教育を推進しています。

平成11年度から始まった中高一貫教育制度は、本県では、全国的にも早く導入され、平成14年度から浜松西（併設型）、川根（連携型）に設置しています。令和5年度現在、本県の公立高等学校では、併設型3校（沼津市立沼津、清水南、浜松西）、連携型3校（松崎、川根、佐久間分校（浜松湖北））を設置しています。なお、中等教育学校

³³ 現代的な諸課題のうち、SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う諸課題に対応するため、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科。

³⁴ 現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会が抱える諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科。

は設置していません。



※国公立・私立の設置校の合計

- ・連携型：既存の市町立の中学校と都道府県立の高等学校など、異なる設置者による中学校と高等学校が連携を深める形で教育を実施するもの。
- ・併設型：同一の設置者により中学校と高等学校で教育を実施するもの。
- ・中等教育学校：一つの学校で6年間一体的に教育を行うもの。前期課程（3年）と後期課程（3年）に分かれる。

本県の併設型中高一貫教育校では、6年間の一貫教育の中で独自の特色ある教育を実践しており、社会の各分野のリーダー及びスペシャリストを育成する教育目標を明確に掲げ、国際的な視野を広める語学教育や豊かな感性を育む芸術教育など、体験活動を重視した特色ある取組を実施しています。

一方、高等学校入試がないことによる学習意欲の低下や生徒間の学力差の拡大、生徒集団の固定化による弊害などの課題が指摘されています。また、現在の3校だけでは、全ての小学生や保護者にとって十分な選択肢となっていないことから、生徒の通学圏を考慮しながら他地区における設置を検討する必要があります。

今後は、適正配置の観点から、小学生の一つの選択肢として、通学の利便性等に配慮しながら新たな設置について検討します。その際、関係地域の意向等を踏まえるとともに、地域の中学校への影響等を勘案します。

連携型中高一貫教育校では、関係中学校等と連携して、地域をテーマにした探究的な学びの実施など、それぞれの地域資源を活用しながら、地域理解を深め、郷土愛を育成する教育活動が実施されています。

一方、生徒数の急激な減少等を踏まえ、今後の連携型中高一貫教育の在り方については、地域との情報共有を踏まえた慎重な検討が必要となっています。

今後は、高等学校の選択肢が限られる中山間地域等の小規模校において、学びの多様性を確保する観点から、教員の相互交流や探究的な学びの合同実施など、中高連携した学びを推進するとともに、6年間を見通した地域資源の活用によるキャリア教育の実施など、地域や社会に貢献できる人材育成を視野に入れた体系的な教育活動を推進します。また、関係地域の意向等を踏まえ、新たな設置について検討します。

目指す方向性

- 教科のバランスや学習内容の汎用性に配慮した、教科等横断的な学びの推進
- 探究的な学びの推進、地域の特色・特徴を反映させたカリキュラム開発の推進
 - ・生徒の多様なニーズに対応できるよう、学科間及び学校間連携等を通じた教科等横断的で幅広い視野を育む学びの充実を図ります。
 - ・国内外の大学・高等学校・企業等との連携・協働による探究的な学びをICTも活用して推進します。
 - ・生徒の興味・関心や進路希望に応じて、将来、グローバル³⁵に活躍する人材の育成に向けた特色ある学科・コース（類型）の設置を検討します。
 - ・地域の実態や適正配置等を踏まえた併設型及び連携型中高一貫教育校の新たな設置を検討します。

³⁵ グローカルは、グローバルとローカルを掛け合わせた造語で、地球規模の視野で考え、地域視点で行動するという考え方。

(3) 職業系専門学科

本県では、令和5年度の公立高等学校全日課程定員のうち、25.7%を職業系専門学科が占めています（全国：約24.0%）。また、学科設置状況は、分校も含めて農業に関する学科が6校、工業に関する学科が10校、商業に関する学科が12校、水産に関する学科が1校、家庭に関する学科が1校、福祉に関する学科が4校に設置されており、それぞれの学科の特色を生かした教育が行われ、本県産業の持続的な発展に貢献できる人材育成に取り組んでいます。

県内には、技術力や創造力に富んだ企業や、世界的に活躍している企業が数多くありますが、静岡県雇用管理状況調査（令和4年度）では、人手不足の状況について、66.9%の企業が「全体的に不足」、「一部の人材・職種で不足」と回答しています。人材別では、不足しているのは「若手社員」が最も多く、職種別では、「専門・技術」が最も多くなっています。

こうした状況の中、本県の高等学校卒業者の就職内定率は年々上昇傾向にあり、91.2%が県内に就職しています³⁶。県内への高い就職率を維持するために、高等学校段階で職業上必要となる専門性の基礎を身に付けるとともに、専門性の高い外部人材による新しい知識や技術を学ぶ機会の充実、地域や地元企業、高等教育機関等との連携・協働による産学官が一体となった実践的・体験的なカリキュラムの導入や中長期のインターンシップへの参加などの職業教育の更なる推進が不可欠です。

今後は、地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動を積極的に取り入れ、高度な知識・技術と実践力を兼ね備えた地域人材を育成するとともに、他分野との連携による新技術の開発や新たな産業の創出につながる職業人の育成、学科間・学校間（普通科含む）の横のつながりによる相乗効果が得られる学びの拡充と環境整備に努めます。

また、職業系専門学科が地域や産業界に果たす役割の大きさを踏まえ、地域や生徒のニーズに応じた魅力ある学科改善の積極的な推進や、生徒が入学後に自分の思い描いた学びと違うと感じた場合に、一定の条件の下、学科変更できる方策を検討します。

さらに、職業系専門学科の広域的な在り方、カリキュラムや地域バランスなど、多岐に渡る論点・課題を検討・整理するため、「静岡県産業教育審議会」において、時代の変化を見据えた検討を進めます。

(ア) 農業に関する学科

地域の農林業の振興等に貢献できる人材の育成を目指し、食糧供給に関わる生産、食品、環境等の幅広い分野について、地域性を生かした学習、企業や県立農林環境専門職大学等と連携した実践的な教育を行っています。

持続的かつ安定的な農林業の実現、地域の活性化等に貢献できる人材の育成を図る

³⁶ 学校基本調査「令和3年度高等学校卒業者の卒業後の状況調査」。

ために、6次産業化³⁷や新しい時代の農林業の担い手育成を目指したスマート農業³⁸等に関する教育活動の充実を図ります。

また、A O I（アグリオープンイノベーション）プロジェクト³⁹等との連携など、グローバルな視点を持ち、地域の特性を生かした商品開発や高付加価値化に取り組む態度及び能力の育成に取り組みます。

東部	中部	西部
田方農業、 南伊豆分校（下田）	静岡農業	磐田農業、天竜、 浜松湖北

（イ）工業に関する学科

ものづくりに関する実践的な技術や知識を身につけた地域の産業を支える人材の育成を目指し、確かな技術の習得や高度な研究開発に触れることを目的に、企業や大学等と連携した実践的な教育を行っています。

Society5.0（ICT、AI、ロボティクス等）に対応した産業を支える人材育成の観点から、従来の工業教育と理数教育、商業教育、情報教育等を融合させた教育内容の充実を図ります。また、さらなる科学技術の進展や技術革新への対応として、次世代の自動車、デジタル、ロボティクス等の成長産業・先端産業の分野で活躍できる技術者の育成に取り組みます⁴⁰。

東部	中部	西部
伊豆総合、御殿場、 沼津工業、吉原工業	科学技術、島田工業	掛川工業、浜松工業、 浜松城北工業、浜松湖北

（ウ）商業に関する学科

ビジネスマナーやビジネスに関する技能及び実践力を身に付けた地域や経済社会で活躍できる人材育成のため、資格取得の奨励、地域と連携したシヨップ（販売実習）の開催など、実践的な教育を行っています。

経済の国際化や情報通信技術の進歩の中で、幅広く社会、経済、産業を見る能力を育成する必要があり、商業における4分野（マーケティング、マネジメント、会計、ビジネス情報）をバランス良く学習する教育の推進やグローバル化に対応した教育内

³⁷ 農林漁業者による生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）の一体化を通じ、農山漁村に由来する「地域資源」（農林水産物・バイオマス等）の付加価値を高め、地域内に雇用と所得を確保する取組。

³⁸ ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

³⁹ 先端的な科学技術の活用による革新的な栽培技術開発を進め、農業の飛躍的な生産性向上を図るとともに、産学官金の参画を得て、農業を軸とした関連産業のビジネス展開を促進するプロジェクト。

⁴⁰ 浜松城北工業高等学校を指定校とし、浜松市、ヤマハ発動機、県教育委員会が連携し浜松市の成長産業であるロボティクス分野で活躍できる高卒理工系人材育成システムの構築を行う「マイスター・ハイスクール事業」を令和4年度から実施。

容の更なる充実を図ります。

また、他の職業系専門学科（農業・工業・水産）との学科間・学校間連携を推進し、互いに専門性を生かし合い、企画、生産から、加工・流通・販売まで協働的な学習を推進します。

東部	中部	西部
伊豆伊東、御殿場、沼津商業、富士宮北	静岡商業、相良、島田商業	袋井商業、磐田西、浜松東、浜松商業、浜松湖北

(エ) 水産に関する学科

地域の水産を支える人材からグローバルに活躍する人材まで幅広い人材の育成を目指し、大学や水産技術研究所、地域の企業等と連携した実践的な教育を行っています。また、県内で唯一の専攻科を設置し、船舶職員(3級海技士)等を養成するための5年間教育を実施しています。

持続可能で発展的な水産業の実現、海洋に関する産業の広がりへの対応として、環境保全に対する意識の向上、漁獲から、加工、流通、消費を包括的に捉えた総合的なマネジメント能力を育成するとともに、MaO I（マリンオープンイノベーション）プロジェクト⁴¹等との連携による新たな産業の創出や地域貢献に繋がる技術の向上等に取り組めます。

東部	中部	西部
—	焼津水産	—

(オ) 家庭・福祉に関する学科

多様化する社会の様々な分野で活躍できる人材、高齢化社会において地域の福祉を支える人材の育成を目指し、生活産業の各分野の学習、介護福祉士の育成を目指した専門性の高い教育を行っています。

家庭科においては、食物・保育・被服に関する専門的な知識・技術やスペシャリストへの進路に対応できる力を付け、自らの生活の向上やより良い地域社会の未来を創造するために、自ら考え、課題解決に向けた行動ができる人材を育成する教育内容の充実を図ります。

福祉科においては、高齢化の急速な進展に伴い、社会における介護・福祉に関する職のニーズがますます増大することが予想されることから、高度な知識・技術に対応するため、医療機関や大学等との連携・接続や、関連施設や他の養成機関と連携した地域の福祉を担う人材の育成に取り組めます。

⁴¹ マリンバイオテクノロジーを核としたイノベーションを推進することにより、静岡県における多彩な産業の振興と創出及び地域経済の発展に寄与することを目的としたプロジェクト。

	東部	中部	西部
家庭	御殿場	—	—
福祉	富士宮東	清流館	磐田北、天竜

目指す方向性

○地域の産業界等と連携したカリキュラムの導入や学科改善等の推進

○プロフェッショナル人材の更なる活用

- ・企業や社会のニーズに応じた専門的な学びの充実と産学官が一体となった実践的・体験的なカリキュラムを導入します。
- ・地域や企業等との連携による新技術の開発や新たな産業の創出につながるアントレプレナーシップ⁴²を有する職業人の育成に取り組みます。
- ・地域や生徒のニーズに応じた魅力ある学科等横断的な学びの充実や学科改善等を積極的に推進します。
- ・各分野における専門性を高めるために、専門機関とも連携してプロフェッショナル人材を効果的に活用します。
- ・各学科でそれぞれの業界の抱える課題を踏まえ、将来的に地域の担い手となる人材を育成します。
- ・県全体の職業系専門学科の広域的な在り方について、外部の知見も踏まえて検討します。

⁴² 起業家に必要とされる精神（チャレンジ精神、創造性、探究心等）や資質・能力（情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション能力等）のこと。

(4) 総合学科

本県では、公立高等学校全日課程定員のうち、8.0%（9校）を総合学科が占めています（全国7.6%（381校））。通学可能な範囲にバランスよく配置し、各高等学校が特色ある教育に取り組んでいます。

総合学科では、1年次で「産業社会と人間」（2単位）を履修し、自己の進路への自覚を深めるとともに、生徒の進路希望に対応した系列・科目選択に対する助言、就職・進学双方を視野に入れた進路に関するガイダンス機能の充実を図っています。

東部	中部	西部
伊豆総合、裾野、 富岳館	駿河総合、藤枝北	小笠、遠江総合、 天竜、浜松大平台

現在、中学校卒業生数の減少に伴い、学級規模が縮小している学校は増加しています。規模が小さくても多様な科目の選択が可能になるよう、ICTを活用した学校間連携による他校の科目履修や、地域人材や地域資源を活用した多職種連携の取組が求められています。

また、特色ある教育活動の実現に向け、教員が企業や高等教育機関等での研修等を通じてスキルアップできる機会の充実や、大学や企業との連携など専門性の高い人材による高度な学びを提供できる環境を整備する必要があります。

さらに、総合学科の教育活動が、中学生・保護者・中学校教員等により一層認知されるよう、企業や高等教育機関のほか小・中学校と連携した取組や地域イベントへの参加等を通じて広く情報発信していくことが大切です。

今後、更に小規模校化が進行し、効果的な学びが実現できる学校規模を確保できない場合は、時代の変化や社会・地域のニーズに対応した選択科目や系列（教育内容）の見直し等を進めるとともに、学校配置のバランスを考慮した将来的な他学科への改編を検討します。

目指す方向性

○専門性の高い教員の配置・育成、他業種との積極的な連携等

○生徒や社会のニーズを踏まえた系列の見直し

○学校配置のバランスを考慮しつつ、将来的な他学科への改編も検討

- ・企業や高等教育機関との連携により、教員がスキルアップできる機会の充実を図ります。
- ・ICTを活用した学校間連携や、地域の人材や資源を活用した多職種連携、大学や企業との連携による実践的な教育を推進します。
- ・専門学科と同様に専門性の高い教育を実施していることから、時代の変化や社会のニーズに対応した系列（教育内容）の充実化を図ります。
- ・中学卒業生数の減少が加速する中、効果的な学びが実現できる学校規模を確保し、状況によっては、学校配置のバランスを考慮した将来的な他学科への改編を検討します。

(5) 定時制・通信制課程

定時制・通信制課程の在籍者には、家庭の事情や経済的な理由等により、働きながら学ぼうとする生徒だけでなく、義務教育段階で不登校経験のある生徒や高等学校を中途退学した生徒、特別な支援を必要とする生徒、外国にルーツを持つ生徒、また、スポーツや文化活動等に注力するため柔軟な学びのスタイルを求める生徒など多様な生徒がいます。

定時制・通信制課程には、自らのライフスタイルに合わせた学習時間や時期、方法等を選択して自分のペースで学ぶことができるといった特徴があります。

近年、県内定時制課程の充足率は減少傾向にありますが、全日制課程での集団生活に不安を抱える生徒や保護者にとって、定時制課程なら安心して学ぶことができるといったニーズもあり、定時制課程は通信制課程とともに、高等学校教育における学びのセーフティネット機能や福祉的役割も担っています。こうした現状を受け、進学者が増加している広域通信制高等学校や医療・福祉機関等とのセーフティネット機能上の役割分担を踏まえた上で、定時制・通信制課程の改編（再編整備）や機能の見直しについて検討する必要があります。

今後は、社会変化に対応できる自立した人材を育成するため、学び直しや日本語学習など多様な学習ニーズに応える教育活動の拡充や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携したセーフティネット機能の向上に取り組み、生徒一人ひとりに応じた支援体制を強化するとともに、ICTを効果的に活用した学習支援・就業支援の充実、進路実現に向けた系統的なキャリア教育を推進します。

また、多様な学びのニーズに応えるため、3年修業制⁴³に向けた定時制と通信制、夜間定時制と単位制定時制の連携による単位認定等の柔軟なシステムを検討します。

(ア) 定時制課程

県立高等学校の定時制課程は、令和5年度には20校に設置されており、学年制による夜間定時制課程が17校、単位制による多部制定時制課程が3校あります。令和6年度には、藤枝東高等学校と島田商業高等学校の夜間定時制課程が生徒募集を停止するとともに、全日制課程の金谷高等学校を改編して、自由と多様性を象徴する多部制単位制高等学校の「ふじのくに国際高等学校」が新しく開校します。

	東部	中部	西部
夜間	下田、伊豆伊東、 小山、沼津工業、 富士、富士宮東	清水東、静岡、 科学技術、藤枝東、 島田商業、榛原	磐田南、浜松北、 浜松工業、浜名、 新居
多部制	三島長陵	静岡中央	浜松大平台

※沼津工業・科学技術・浜松工業は工業技術科、島田商業は商業科

※藤枝東と島田商業は令和6年度に募集停止し、ふじのくに国際に改編（再編整備）される

⁴³ 定時制・通信制課程の修業年限は「3年以上」と定められており、定時制課程に加え通信制課程の科目等を履修（定通併修）すること等で、3年間で卒業できる仕組み。

近年、学年制の夜間定時制課程への入学者数が減少傾向にあることから、地区内に複数校の夜間定時制課程がある場合には、定員充足状況や生徒ニーズの実態等を踏まえつつ、適正配置に配慮しながら、改編（再編整備）や機能の見直し、単位制定時制への振替等を検討します。

また、各学校は、1 学年 1 学級となって小規模校化し、進路希望に応じた多様な科目の設置が実質的に困難な状況であるため、オンラインを活用した受講スタイルを可能にするなど、ICT を効果的に活用した生徒の多様な学習ニーズに応じた学習機会の確保に努めます。

単位制定時制課程では、多様な学びのニーズに対応した柔軟な学びを提供するため、単位制の特性を生かした教育を推進するとともに、キャリア教育の推進に向けて企業や労働・産業・福祉等の関連機関と連携した就労支援の充実を図ります。

(イ) 通信制課程

県立高等学校の通信制課程は、現在、静岡中央高等学校に設置しており、面接指導（スクーリング）等が居住地の近くで受けられるよう、東部地域及び西部地域にキャンパスを設置しています。幅広い年齢の生徒が在籍し、生活スタイルや多様なニーズに対応した柔軟な学習が可能になっており、転・編入による入学割合も高く、学び直しの場としての機能を果たしています。

通信制課程は、不登校傾向にあってもオンラインでの面接指導（スクーリング）に参加できる生徒や、特別な支援等が必要な生徒に対する学びのセーフティネットとしての役割を担っており、今後は、レポート提出のオンライン化を検討するなど、生徒の実態を踏まえた学習環境を提供できるよう、ICT を積極的に活用した柔軟な通信教育システムを実施します。

さらに、週休日等に実施されている面接指導（スクーリング）等を活用した、全日制・定時制課程からの生徒の受入れを可能な仕組みを検討します。

目指す方向性

○医療・福祉機関等との連携強化による学校のセーフティネット機能の向上

○様々な困難を抱えた生徒に対応した ICT 活用の検討

○中期的・長期的な期間を設定した職場実習のカリキュラムの構築

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携した支援体制の強化を図ります。
- ・生徒の多様な学習ニーズに応じるための ICT の効果的な活用による学習機会の確保に努めます。
- ・様々な困難を抱えた生徒の実態を踏まえ、最適な学習環境を提供できるよう柔軟な教育システムを実施します。
- ・企業や労働・産業・福祉等の関連機関との連携による中長期的な職場実習のカリキュラムを構築します。

(6) 共生・共育

特別な支援を必要とする生徒への更なる支援の充実とともに、全ての人たちが互いの個性を尊重し、多様な在り方を認め合える社会の実現が求められています。

本県では、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の考え方の下、特別支援学校と高等学校の生徒の交流等を通じた「共生・共育」を進めています。「共生・共育」による学びを通じて、生徒や教員の「共に学び、共に育ちあう」という意識の醸成とともに、社会性や豊かな人間性を育む教育の充実につながり、教育効果は大きなものとなっています。

本県においては、平成14年度から高等学校の教室等を活用した特別支援学校分校の整備を進め、令和5年度では、11校に高等部分校が設置され、授業や部活動、行事等による交流及び共同学習等を行っています。

県立高等学校における特別支援学校分校の整備状況

設置年度	設置高等学校名	特別支援学校分校名
平成14年度 (令和5年度)	伊東高等学校城ヶ崎分校 (伊豆伊東高等学校)	東部特別支援学校伊豆高原分校
平成16年度 (平成25年度)	静岡南高等学校 (駿河総合高等学校)	静岡北特別支援学校南の丘分校
平成18年度	池新田高等学校	掛川特別支援学校御前崎分校
平成21年度	田方農業高等学校	沼津特別支援学校伊豆田方分校
平成22年度	磐田北高等学校	袋井特別支援学校磐田見付分校
平成23年度	松崎高等学校	伊豆の国特別支援学校伊豆松崎分校
	富士宮北高等学校	富士特別支援学校富士宮分校
	浜松城北工業高等学校	浜松特別支援学校城北分校
平成25年度	沼津城北高等学校	沼津特別支援学校愛鷹分校
	焼津水産高等学校	藤枝特別支援学校焼津分校
令和5年度	富士東高等学校	富士特別支援学校富士東分校
令和6年度(予定)	小山高等学校	御殿場特別支援学校小山分校

また、平成30年度から通級による指導を行い、生徒一人ひとりの特性を把握した「個別の教育支援計画⁴⁴」、「個別の指導計画⁴⁵」の作成・活用により、個々の生徒に応じた切れ目のない支援体制の充実を図っています。加えて、令和4年度より、県立高等学校において介助を必要とする肢体不自由の生徒を支援する介助員を配置しています（令和5年度は5校）。

今後も、障害のある生徒数の推移を踏まえ、高等学校内の分校設置の計画的な推進、通級指導や介助員の配置に対する教員の理解を深める研修の実施等により、「共生・共育」の推進を図ります。

併せて、高等学校における「共生・共育」の更なる推進に向け、各機関の役割や必要な体制等について関係課によるワーキング・グループ（WG）や関係機関との連携により継続的な検討を進めます。

目指す方向性

○県立高等学校への特別支援学校高等部分校の併置も含めた高特連携、地域の多様な社会資源や専門機関等との連携の仕組みの構築

○特別な支援が必要な生徒の受入れの在り方を関係機関等と整理した上で、必要な支援体制の整備の検討

- ・特別支援学校高等部分校の設置の計画的な推進及び、高特連携の推進による相互理解の促進に取り組みます。
- ・特別な支援が必要な生徒の高等学校への受入れ体制や支援の在り方を検討します。
- ・高等学校卒業後も進学先・就職先まで確実に引き継ぎ、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- ・医療関係機関及び専門機関等と連携した支援・協力体制の整備を検討します。

⁴⁴ 幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点で、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して教育的支援を行うために作成する計画。

⁴⁵ 各学校の教育課程や「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえて、各教科等の目標や指導内容・方法・配慮事項等を具体的に示した計画。

(7) 公私立高等学校の生徒受入れと公私連携

本県では、これまで公立高等学校と私立高等学校が協調して高等学校教育の発展・充実に努めてきました。公私立高等学校の生徒受入れについては、平成15年度の入学者選抜までは、公立高等学校は全日制高等学校進学者の概ね3分の2、私立高等学校は概ね3分の1の受入れを実施してきました。

しかし、平成15年に県企画部が取りまとめた「費用対効果の高い高等学校教育の実現の提案」により、平成16年度の入学者選抜からは、公立高等学校の募集定員が全日制高等学校進学者の概ね3分の2であるのに対し、私立高等学校は募集定員の制限を設けず、3分の1を超えて募集定員を設定できることとし、現在に至っています。

令和2年度からは「国による私立高等学校授業料一部無償化」及び「県による私立高等学校授業料減免拡大」が実施され、公立高等学校入学者選抜における志願倍率に大きな影響を与え、公立高等学校における生徒受入れ割合は減少しつつあります。

今後も、本県の生徒数の減少傾向は続き、県内の中学校卒業者数は令和19年3月には令和5年3月より約11,000人少ない21,681人になることが予測されていることから、引き続き、「静岡県公私立高等学校協議会」における協議等を通じて、公私の生徒受入れ、役割分担及び連携等、県全体の高等学校教育の在り方や方策を検討します。公立高等学校における生徒受入れについては、中学校卒業者数の動向や私立高等学校を選択する生徒の状況を踏まえ、公私受入れ実績を考慮して検討しますが、ルールや詳細な内容の見直しが必要な場合の対応については、「静岡県公私立高等学校協議会」等において検討を行います。

また、公私立高等学校が、互いの良さを認め合い、それぞれの学校の魅力化・特色化をこれまで以上に推進できるよう、公立（私立）高等学校が主催するイベントや教員の専門性を高める研修・授業公開等について、私立（公立）高等学校への情報発信と生徒・教員の参加・交流を促進し、必要に応じて共同開催を検討します。

目指す方向性

○高等学校進学者の概ね3分の2を公立高等学校が受け入れることを目安とするが、私立を選択する生徒や保護者の増加を踏まえ、公私受入割合の実績を考慮して検討

○生徒が共に学べる取組や教員の交流など、積極的な連携の推進

- ・「静岡県公私立高等学校協議会」における協議等を通じた公私連携の在り方を検討します。
- ・公私の生徒が共に学べる行事やイベント等を通じた生徒間交流を推進します。
- ・教員の専門性を高めるため、公私合同による研修会や授業公開等を実施します。

(8) 入学者選抜

本県では、平成20年度より、入学者選抜の一般選抜において各高等学校が独自に定める「学校裁量枠⁴⁶」を導入・実施しています。選抜期間の短縮や各学校における裁量の拡大など一定の成果を上げている一方、制度の在り方について課題が指摘されており、スクール・ミッションやスクール・ポリシーの策定を踏まえ、学校の特色化に資する生徒の受入れ方法について検討を求める意見があります。

そのため、本県では、入学者選抜に係るアンケート調査（令和4年2月実施）を実施し検証委員会（外部委員等）で入学者選抜制度を検証するとともに、入学者選抜制度の内容について県民に十分理解してもらうため、パンフレットや動画を活用してより分かりやすく、丁寧に説明及び周知していくことに取り組んでいます。

そのほか、受検生や教職員の負担軽減に向けた選抜日程の過密化の緩和など、今後検討が必要な課題も生じています。

県外募集については、過疎化や少子化などへの対応から、地元自治体の支援を得ながら小規模校が実施しているケースが全国的に増加しており、本県でも取組を進めています。また、県外から優れた人材を募集するため、特色ある教育の実施や全国で活躍する部活動のブランド化などの例が多く見られます。

県外からの生徒を受け入れるためには、生徒の受入れ環境（寄宿舍、下宿を含めた生活基盤）の整備が必要であり、地元自治体や地域の主体的な協力・支援が不可欠です。

本県では、川根高等学校及び伊豆総合高等学校土肥分校において県外募集を実施しています。県外生徒を受け入れるため、地元自治体が寄宿舍の整備や下宿の確保、奨学金や支援金の給付等を行っています。

その他の高等学校への県外募集については、学校裁量枠の「文化的・体育的活動」、「学科への適性」、「探究活動」、「特別活動等」等において、全体の募集定員の5%を上限として受け入れています。

引き続き、入学者選抜に係る専門委員会（中学・高等学校長）等で、多様性と透明性を兼ね備えた入学者選抜制度の継続的な協議を進めます。

目指す方向性

○多様な生徒の能力を的確に評価し、かつ分かりやすく受検しやすい制度について関係者の意見を踏まえた検討

○地元の理解と主体的な関与や受入れ体制の整備による県外募集の推進

- ・様々な個性や才能を有する受検生を多面的に評価する選抜方法の在り方を検討します。
- ・専門委員会及び検証委員会での集中的な協議を通じて改善策を検討します。
- ・地元の理解と自治体や企業等の主体的な関与による各高等学校の魅力化・特色化及び受入れ体制の整備を推進します。

⁴⁶ 原則として募集定員の50%以下の人数で、学校・学科（科）別に設定し、「中学校における学習」「文化的・体育的活動」「特別活動等」「学科への適性」「探究活動」「地域貢献」等を重視する観点として選抜を行う。

4 地域（実社会）との連携 《「地域」の視点》

（1）地域との連携

各高等学校が掲げるスクール・ミッションや学校の実情に基づき、特色や魅力ある教育活動を展開するための方策として、地元自治体や高等教育機関、企業等との連携・協働した教育活動の推進が求められています。

現在、全国の高等学校等への進学率は99%にのぼっており、多様な入学動機、進路希望、学習経験など様々な背景を持つ生徒が在籍している現状を踏まえると、全ての教育活動を学校だけで完結させるのではなく、地域（実社会）も教育に関わり、生徒一人ひとりの特性に応じた多様な教育の在り方を共に考えていくことが大切です。

そのため、本県では、学校の機能向上と地域との連携強化を図るため、県教育委員会が高等学校と地域（実社会）とをつなぐコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入校の更なる増加に取り組むとともに、地元自治体や地域住民、小・中学校、企業、大学等の専門機関と連携・協働した教育活動（探究的な学びの深化、カリキュラムの多様化など）の仕組みづくりや学校運営へのサポート、様々な特性を有する生徒に対する地域の専門機関等と連携した支援等に取り組みます。

併せて、生徒が地域の方々をはじめ多くの他者と協働しながら、地域社会の一員として地域課題に興味・関心を持ち、課題解決に向けて主体的に参画できるよう、学校と地域をつなぐコーディネーター人材の育成・活用を検討します。

地域（実社会）と連携した取組を進めるに当たっては、コミュニティ・スクールにおいて地域と学校で「目指す学校像」を実現するために運営方法等の共有を図ります。また、探究的な学びの充実に向けて、オンライン上で地域資源を共有し、教員間の意見・情報交換、相談等を日常的に可能とするオンラインプラットフォーム⁴⁷の活用など、地域連携に熱心な教員による属人的な取組や一過性の盛り上がりで終わらないよう、教員の業務負担の軽減を踏まえた持続可能な推進体制の構築を目指します。

⁴⁷ 令和5年度の新規事業「探究マインド育成事業」として実施する。県全体の探究的な学びの質の向上のため、学校内外の情報を集め、オンライン上で公開することで、探究学習関係者が集う全県規模の学び合いの場を提供する。「探究マインド育成事業」には、「オンラインプラットフォーム」のほかに、「探究学習担当者研修会（探究学習担当者の悉皆研修）」、「探究学習地区別研究協議会（県内6地区で実施）」、「探究シンポジウム（学校、自治体、地域による意見交換の場）」、「探究フェスタ（高校生の発表会）」がある。

目指す方向性

○地域との対話のプロセスを重視した学校運営の推進

○学校や地元自治体、社会教育機関、民間企業等が主体的に連携し、高等学校を支える仕組みの検討

○学校と地域をつなぐコーディネーターの活用の検討

- ・高等学校と地域（実社会）との連携・協働を推進するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入校の拡充・取組の充実を図ります。
- ・地域資源や地域人材（地元自治体、小・中学校、企業、大学等の専門機関など）を活用した機能的な連携体制を構築します。
- ・地域課題の解決に向けて、学校と地域との連絡調整を行うコーディネーター人材等の育成・活用の検討を推進します。
- ・地域と連携した取組における教員の業務負担の軽減を踏まえた持続可能な推進体制の構築を目指します。

(2) 地域協議会

近年、地域における高等学校の重要性が増してきており、特に人口減少地域では地域活性化の核としての県立高等学校に期待が高まっています。地域の住民や社会教育関係者をはじめ、地域の多様な主体と高等学校が連携し、高校生が地域の産業や文化への理解を深め、地域への愛着や将来を担う当事者としての意識を醸成することは、地域の持続的な発展や地域創生の観点からも重要となっています。

そのため、令和4年度からは、これまでのコミュニティ・スクールにおける取組に加え、地域における県立高等学校の役割を踏まえ、それぞれの地域の実態やニーズに応じた高等学校の在り方や教育活動、地域との連携方策について、学校を支える地域住民とともに考えや思い等を共有するために、長期的な視点で地域の意見を聞く場として「地域協議会」を立ち上げました。

本県の地理的状況や地域的状況を踏まえ、地域協議会の開催エリアを10地区程度に分割して開催⁴⁸することとし、それぞれの地域で関係する自治体の長、市町教育委員会の長、地元の産業界代表、地域の高等学校及び中学校PTAの代表などから意見を聞くようにしています。

さらに、当該地域の教育現場の声を聞く必要があることから、オブザーバーとして、地元の高等学校長や中学校長等も協議に参加することで、より良い高等学校の在り方の検討に向けて深い議論を進めています。

今後は、地域の理解を得た上で計画的に県内全地区において地域協議会を開催する予定です。各地区の地域協議会では、地域の将来的なビジョンや「適正規模・適正配置の考え方」に基づいた県立高等学校の在り方についての議論を踏まえ、県教育委員会が地区ごとに具体的な高等学校の方向性を示すグランドデザインを作成します。そして、作成したグランドデザインに基づき、各高等学校の在り方や魅力化・特色化の方向性を決定していきます。

また、地域協議会やコミュニティ・スクールにおける協議及び取組等を通じて、地域の実態やニーズを把握するとともに、更なる充実した教育活動を展開していきます。

目指す方向性

○地域における学校の在り方や地域との連携方策について、長期的な視点で意見を聴取する場の設置

- ・各地域の実態等を踏まえ、計画的に地域協議会を開催します。
- ・地域協議会の協議内容に基づき、地区ごとに高等学校の在り方を示すグランドデザインを作成します。

⁴⁸ 令和4年度は賀茂、沼津、小笠の3地区、令和5年度は北駿、富士、清庵の3地区で地域協議会を設置した。その他の地区においても令和6年度以降に順次設置の予定。

5 教育基盤の確立 《「教育基盤」の視点》

(1) 全日制高等学校の規模と配置の適正化

本県では、第三次長期計画に記された、「1 学年 6 から 8 学級」を学校の適正規模とし、1 学年 4 学級以下になるような生徒数の少なくなる学校、当該学区又は地区の産業従業者数等に見合った規模になっていない学校等を対象に、発展的に将来を見据えた新構想高等学校への改編（再編整備）に向けた検討を進めてきました。

今後も、産業構造の変化や中学校卒業者数の減少が加速する中で、生徒が集団の中で多様な考えに触れ、各学校が生徒個々の興味・関心や進路希望に応じた柔軟なカリキュラムを編成して活力ある教育活動が展開できるよう、県立高等学校の規模の適正化を図るとともに、学校及び学科の適正な配置を進めていく必要があります。

その際、高等学校教育の質の確保及び機会均等を図る観点から、中山間地域や過疎地域等において、生徒が通学可能な範囲の学校配置、設置学科の地域バランス、地域の実態や生徒の学習ニーズへの配慮は最も重視しなければなりません。

そのため、教育効果の検証や社会状況の変化等を踏まえつつ、生徒にとって充実した教育環境の提供や、教育機関として高等学校が地域に果たす役割、生徒の通学の利便性や地域の実情等を考慮した、今後の県立高等学校における適正な規模と配置を改めて検討しました。

なお、県立高等学校の1 学級の生徒数については、現行の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、学級定員を原則として1 学級40 人としていますが、長期欠席生徒選抜の実施により35人学級編制をしている高等学校の状況を踏まえ、引き続き、弾力的な学級編制に関する研究を進めていきます。また、専門学科等においては、必要とされる教育の充実を図る観点から、学校や学科の教育内容の実情等に応じて弾力的な対応を検討します。

(ア) 適正規模の考え方

県立高等学校の全日制課程は、第三次長期計画が策定された平成29年度当時は、適正規模「1 学年 6 から 8 学級」以上の要件を満たす高等学校の割合が全体の6 割以上（54校／88校）を占めていましたが、令和5年度には「1 学年 6 から 8 学級」以上を維持している高等学校の割合が全体の4 割を下回っています（32校／85校）。

県立高等学校全日制課程における学級数（募集定員）別学校数（分校含む）

学級数→	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	学校数	1校あたりの平均学級数
平成元年 学校数	1	1		5	4	11	12	19	20	22	3	98校	7.94学級
平成29年 学校数	5	1	5	8	15	24	12	11	5	2		88校	5.80学級
令和5年 学校数	4	4	7	15	23	8	12	8	4			85校	5.18学級

※学級数1の学校は全て分校 ※令和5年の学校数では、募集停止している金谷高等学校を除く

今後も生徒数の減少に伴い、県立高等学校の規模の縮小化が進んでいくことが予想されますが、学校経営の観点等も踏まえ、充実した教育を実施するためには、一定の学校規模が必要であり、教育効果を高める効率的な資源投入や、公教育に求められる学びの機会を保障する観点から、本県では「1学年の定員が240人から320人」を基本的な学校規模としました。その理由は以下のとおりです。

- ・1学年の定員が240人から320人の規模の学校では、施設・設備の効果的な活用、学校行事や部活動の活性化、各教科教員の一定数の確保、学校の活力が維持できるとともに、生徒が幅広い人間関係の下で成長・成熟することが期待できること
- ・地歴公民や理科の多様な選択科目及び体育の選択種目において、学習集団の柔軟な組み合わせを可能にするとともに、探究的な学習や協働的な学習を展開する際に、他学級との交流による学級横断型の学びが充実するなど、効果的・効率的な授業実践に適していること
- ・一定の教員数を確保できることで、教員の業務における役割、責任の所在が明確になりやすく、教員一人当たりの負担軽減が実現できること。また、負担軽減により、教科指導や進路指導等の面で生徒一人ひとりに向き合う時間を確保しやすくなること

(イ) 適正配置の考え方

県立高等学校全日課程の配置については、充実した教育を実施するためには一定の学校規模が必要です。しかし、1学年の定員240人を満たしていない高等学校であっても、以下の観点到に配慮するものとします。

- ・職業系専門学科を設置する学校など地域における教育の多様な選択肢を確保するための学校については設置学科の特質を踏まえ設置に配慮すること
- ・教育空白域（地理的条件や公共交通機関の状況等により、当該地域の生徒の教育機会が著しく損なわれる地域）を回避するための学校については、学びの拠点として地域バランスを踏まえた設置に配慮すること

上記に示した適正規模及び適正配置の考え方に該当しなくなった高等学校については、生徒にとって適正な教育環境、多様な教育の確保、限られた教育資源の効果的な配分の観点から実学系の高等学校も含め、改編（再編整備）を視野に入れた今後の在り方を検討することとします。

また、該当する学校への具体的な適用については、地域協議会での議論も踏まえて検討し、長期的な視点から地域の意見を聴取した上で、県教育委員会において決定します。

なお、こうした考え方については、教育効果の検証や社会状況の変化などを踏まえて、その妥当性について継続的に検討していきます。

目指す方向性

- 高等学校における適正な規模等については、教育効果の検証や、社会状況の変化などを踏まえて検討
- 当面の間、生徒数の減少等を踏まえ、教育効果を高める効率的な資源投入や、公教育に求められる学びの機会を保障する観点から、以下の考え方で進める
 - * 学校の規模は、1学年の定員が240人から320人を基本とする
 - * なお、職業系専門学科を設置する学校など地域における教育の多様な選択肢を確保するための学校や、教育空白域（地理的条件や公共交通機関の状況等により、当該地域の生徒の教育機会が著しく損なわれる地域）を回避するための学校については、地域バランスを踏まえて設置に配慮する
- 上記の考え方に該当しなくなった場合は、生徒にとって適正な教育環境を確保する観点から改編（再編整備）を検討
- 少人数学級（35人以下学級）については、35人学級編制をしている高等学校の状況を踏まえ、更に研究を進める
 - ・各地域における将来的な生徒数の動向を分析し、実態に沿った規模・配置等を検討します。
 - ・県立高等学校が教育機関として地域に果たす役割、生徒の通学の利便性や地域の実情等を踏まえて、今後の県立高等学校における適切な規模と配置を検討します。
 - ・地域で通学できる高等学校が一つしかない場合や、存続の必要性が高い専門学科等を設置する高等学校については、生徒及び地域の実情等を踏まえ弾力的に検討します。
 - ・該当する県立高等学校が設置されている地区において地域協議会を開催し、長期的な視点から地域の意見を聴取し、今後の在り方を検討します。
 - ・35人学級編制をしている高等学校の状況を踏まえ、弾力的な学級編制に関する研究を推進します。

(2) 小規模校の在り方

令和5年度では、本県における小規模校（1学年2学級以下）は8校あり、そのうち4校が1学年1学級の分校です。

このような小規模校は、都市部から離れた人口減少が著しい過疎地域や中山間地域等に位置し、生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導や、地域と連携した特色ある教育活動を展開しながら豊かな人間性を育み、地域を支える人材育成に貢献しています。

一方で、小規模校には、多様な生徒と切磋琢磨する機会の減少や人間関係の固定化のほか、教員数の減少による学習ニーズに対応した科目開設や習熟度別の教科指導が困難になるとともに、部活動に参加できる生徒や指導者が確保できず部活動の維持が難しくなるなど、教育活動の質及び機会が維持できなくなるといった課題も指摘されています。

小規模校の利点及び課題

項目	利点	課題
教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人ひとりに目が届きやすく、緊密な人間関係が作りやすく、きめ細かな指導が行いやすい ・生徒の学校行事等での一人ひとりの活躍の場が増加する ・施設・設備・備品等の使用における制約が少なく、授業展開にゆとりがある ・学習や行事面において、地元自治体や地域の関係団体等との連携した取組が展開しやすい ・部活動を集約すれば、効率的な運営が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員数が少なく、生徒の希望に応じた科目を開設することが難しい ・教員が担当する科目や学年の数が多くなり、授業準備等の負担が大きい ・生徒の組み合わせが少なく、学び合いの場が持ちにくいと、多様な生徒の意見を聞くことが困難 ・学校行事での生徒役割の固定化の懸念 ・部活動数、顧問数の確保が困難（特に団体種目）
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の把握が容易となり、生徒との緊密な人間関係が作りやすく深まりやすい ・生徒相互の信頼関係や相互理解が強くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒間に刺激が少なく、切磋琢磨する機会が乏しくなり、良好な競争心が育まれにくい ・人間関係が固定化しやすくなり、人間関係につまずくと、お互いに逃げ場がなくなる
学校経営	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が少人数であるため、相互連携が密になり、意思の疎通がしやすい ・若手でも責任のある仕事を任されることが多いため、教師の成長が早い 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が少人数のため、一人で何役もこなす必要があり負担が大きい(校務分掌や部活動での兼務) ・生徒一人当たりにかかる経費が大きい

(参考) 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」(平成27年1月27日)

本県における、過疎・中山間地域等の高等学校においては、生徒の多様な教育機会を保障（教育空白域の回避）する観点から、近隣の高等学校との改編（再編整備）による教育環境の改善・充実が困難な場合には、小規模であっても学びの拠点として確保することに配慮します。その際は、少人数によるきめ細かい学習支援等、地域と学校とが密着した教育など、小規模校のメリットを生かした教育活動を推進します。

具体的な方策としては、ICTを活用した遠隔教育や、地元自治体、企業、大学、関係団体など地域資源や地域人材を活用した機能的な連携による横のつながりを構築するとともに、地域に根ざした学びを継続できるよう、幼・小・中・高による一貫した学びの連携や、生徒の可能性を広げるキャリア形成を目指した大学や企業との連携による縦のつながりの構築に取り組みます。

また、高等学校と地域との連携も重要になっていることから、小規模校の魅力化・特色化については、コミュニティ・スクールを活用した学校と地域の相互交流による共通理解を図りつつ、地元自治体からの協力・支援を得た方策等を検討します。特に、地元自治体の移住政策と絡めた県外からの生徒募集については、地元自治体の積極的な関与により生徒の受入れ環境（寄宿舍、下宿、生活に関する支援等）が整っている地域の高等学校で実施し、成果や課題を検証していきます。

なお、1学級規模の分校等にあっては、前述した方策等を行った上でも、2年連続して入学者が15人を下回った場合には、授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障等の観点から原則として募集を停止します。その際、当該地域で教育空白域が生じる場合は、生徒が他地域で高等学校教育が受けられるよう、高等学校へ通学するためのコミュニティバス等を整備するなど、地元自治体との協議の場を設置して支援策を検討します。

目指す方向性

- 小規模校（2学級以下）としての存続の場合、ICT活用や地域連携等により、教育水準を維持
- 生徒募集が1学級規模の分校等について、入学者数が2年連続15人未満の場合は、原則として募集を停止
- 分校等の生徒募集を停止したことにより教育空白域が生じる場合は、支援策を検討
 - ・教育の機会を確保するため、ICTを活用した遠隔教育を推進します。
 - ・地元の自治体、企業、関係団体など地域資源や地域人材を活用した機能的な連携組織（コンソーシアム）の構築を推進します。（横の連携）
 - ・地域に根ざした学びを継続できる幼・小・中・高による一貫した教育体系の構築を推進します。（縦の連携）
 - ・授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障等の観点から、入学者数が2年連続15人未満の場合は、原則として募集を停止します。
 - ・生徒募集を停止したことにより教育空白域が生じる場合には、地元自治体等と連携して通学手段の確保等の支援策を検討します。

(3) 教員の在り方

(ア) 教員の資質・能力の向上

教員には、時代や環境の変化に応じた知識・技能及び指導方法が必要とされており、生徒の学びを支援する伴走者として、生徒が望む進路へ導く専門的能力に加え、使命感や責任感、教育的愛情を持った豊かな人間性が求められています。

また、教育的課題の解決に向け、地域や社会に開かれた地域とともにある学校づくりの推進が求められる中、学校のマネジメント機能の強化、管理職のマネジメント能力の向上も必要となっています。

本県では、教員の資質・能力の向上において「静岡県教員育成指標⁴⁹」を踏まえたキャリアステージに応じた研修等を学校の内外を問わず実施しています。具体的には、基礎・向上期から充実・発展期の教員を対象とした初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等の年次別研修、充実・発展期及び深化・熟練期の教員を対象としたキャリアデザイン研修、充実・発展期以降の教員を中心とした大学・民間企業等への派遣研修等を実施しており、今後も知識・技能及び指導方法、専門性を身に付けるとともに、責任感・教育的愛情を持った豊かな人間性、倫理観や使命感など教員としてのマインドを高揚させる研修の実施等に継続的に取り組みます。

静岡県は、全国的にも早い段階から県立高等学校におけるICT機器や通信環境の整備に取り組んでおり、今後はICTを効果的に活用できる教員を更に増やすため、企業や大学等と連携した授業におけるICT活用のイメージを共有できる研修の実施と、その研修で得た内容やスキルを授業で実践できる環境の整備を一体的に進めます。また、探究的な学びの充実に向けて、幅広い外部人材との連携・活用を進めるとともに、探究学習担当者を対象とした研修会の実施や地区別研究協議会の開催、全県規模で実施内容等を共有できる場の創設など、教員のスキルアップに向けた支援体制の充実を図ります。

教員の採用については、今日の科学技術の進展や社会の変化に対応する学び（教科「情報」、専門学科の学び、探究的な学び等）の充実に向けて、教育委員会として求める人材の確保を見据えた長期的視点での教員確保に努めます。そのため、静岡県で教職に就く魅力ややりがいを、これから進路を決定する高校生等の若年層、また、他都道府県出身者や民間企業経験者に対して積極的に情報発信するなど、教員志望者の拡大を図る取組を推進します。

管理職のマネジメント能力の育成については、組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制強化のための管理職研修を実施するとともに、校長のリーダーシップの下で、教育目標の実現や課題の解決を図るための組織マネジメントが効果

⁴⁹ 教員がキャリアステージに応じて標準的に身に付けることが求められる資質・能力を明確化したもの。キャリアステージを4つ（①採用時 ②基礎・向上期 ③充実・発展期 ④深化・熟練期）に区分し、それぞれのステージにおいて教員に求められる5つ（①教育的素養・総合的人間力 ②授業力 ③生徒指導力 ④教育業務遂行力 ⑤組織運営力）の資質・能力を規定している。

的・効率的に推進される組織体制の強化に努めます。また、本県教育への関心と生徒への愛情に加え、卓越した経験やスキルを有する外部人材をマネジメント層に登用するための条件整備を進めます。

(イ) 学校における働き方改革の推進

教員が生き生きと過ごすことにより、自らの人間性や創造性を高め、自信と誇りをもち、生徒に対して効果的な教育活動が行えるよう、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた業務の見直し・効率化や勤務体制等の改善、学校支援人材の活用などに取り組む必要があります。

このため、本県では、令和4年3月に改訂した「学校における業務改革プラン」に基づき、ICTの効果的活用、地域や外部の専門家との連携・支援等を通じて、教員が生徒と向き合う時間を確保し、より質の高い学びを提供できるよう、多忙化の解消に向けて取り組んでいます。今後も、校務の削減・分業化・簡素化等による働き方改革や先端技術活用による効率化、地域や外部の専門家と連携した「チーム学校」の推進に取り組めます。

ICTを活用した校務効率化に向けては、県立学校における校務系ネットワークである教育総合ネットワークシステム（NES）を構築し、教職員は一人一台パソコンを利用して校務処理を行っています。NESのネットワーク内において、成績処理、勤務時間管理、eラーニング研修を含めた研修管理等の主たる校務に係るシステムのほか、休暇申請等の服務管理や福利厚生などの総務事務案内についてもデータベース化し、ネットワークを安定的に運用することで、教職員の円滑な校務処理を支えています。

また、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、令和5年4月に改訂した「第2期静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画（次世代育成支援行動計画及び女性活躍推進行動計画）」に基づき、教職員が働きやすい環境を整備し、休暇取得の促進や時間外勤務等の縮減につながる施策に取り組んでいます⁵⁰。

「静岡県教職員人材バンク⁵¹」には、臨時的任用職員をはじめ、学校及び社会教育に係る人材の登録が多数あり、必要に応じて市町教育委員会や学校に登録者を紹介しています。引き続き、特別免許状を有する教員や各種コーディネーターなど専門的な人材の活用・拡大を図るとともに、教科指導や部活動指導等において、教職員人材バ

⁵⁰ 令和4年度は、「男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇取得率」（実績値83.3%、目標値100%）、「職員1人当たりの年次有給休暇の取得日数」（実績値12.9日、目標値16日）、「年360時間を超える時間外勤務に従事した行政職員の割合」（実績値9.8%、目標値0%）、「時間外在校等時間が月80時間を超える教員の割合」（実績値11.9%、目標値0%）、「男性の育児休業の取得率」（実績値20.6%、目標値13%）だった。引き続き、静岡県教育委員会広報誌等を活用し、男性教職員の育児休業取得体験談の掲載やワーク・ライフ・バランス推進計画及び男性の育児参加休暇等の積極的な周知を図る。

⁵¹ 公立小・中学校（政令指定都市を除く。）、県立の高等学校及び特別支援学校等の臨時的任用職員（教員等）や会計年度任用職員（非常勤講師等）、生涯学習（文化・芸術、スポーツ、教養等）の分野で活躍できる人材の登録システムで、令和3年3月に設置した。

ソクを更に有効活用し、優秀な人材の確保に努めます。

さらに、学校の労働安全衛生管理体制を整備するとともに、教職員の健康管理やメンタルヘルス対策を推進し、教職員の心と体の健康の保持・増進を図ります。

目指す方向性

○教員の専門性の向上

○ICTを活用した学びや探究的な学びなど、これからの時代に求められる教員の育成に向けた研修の充実

○専門性を持った外部人材の積極的な活用

- ・「静岡県教員育成指標」を踏まえた教員のキャリアステージに応じた研修を実施します。
- ・教員一人ひとりの倫理観や使命感の高揚を図る取組を継続し、教員の不祥事を根絶します。
- ・ICTの効果的な活用に関する研修の実施と、その研修で得た内容を実践できる環境の整備を一体的に進めます。
- ・探究的な学びの推進に向け、幅広い外部人材との連携・活用や、教員のスキルアップ研修会等の充実に取り組みます。
- ・様々な専門性を持ち、社会の変化や新しい学びに対応できる優れた教員の確保に向けた取組を推進します。
- ・校長のリーダーシップの下で、組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制の強化に努め、先進的・専門的な視点のマネジメントへの反映など、外部人材の積極的な活用を推進します。
- ・教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、業務の見直しや勤務体制等の改善、学校支援人材の活用などに取り組みます。
- ・学校の労働安全衛生管理体制を整備するとともに、教職員の健康管理やメンタルヘルス対策を推進し、教職員の心と体の健康の保持・増進を図ります。

(4) 施設・設備

県立高等学校の施設・設備は、学校教育に必要な施設機能や安全かつ良好な教育環境を確保するために重要です。しかしながら、学校施設の多くは、生徒急増期の昭和40～50年代に建てられており、建物や設備の老朽化の進行が大きな課題となっています。そのため、生徒数や学級数の減少による高等学校の小規模校化への対応、安心・安全な教育空間の整備に向けて、ファシリティマネジメント⁵²の観点から、高等学校の施設及び設備の総量の適正化や長寿命化改修等の質の改善が求められています。

本県の県立学校（特別支援学校含む）は、全施設の延べ床面積（約150万㎡）が、県有建築物全体の約4割を占めており、老朽化により計画的な建替えや改修を必要とする主な建物（メイン棟）が125棟あります（令和2年3月現在）。生徒が安全にかつ安心して学べる環境を確保するため、県立学校施設の老朽化対策や環境改善への取組が求められています。また、バリアフリー化や省エネルギー化など、機能や性能を向上させていくことも必要です。

そのため、「静岡県学校施設中長期整備計画」に基づき、校舎や体育館の耐震化、天井等の非構造部材の落下対策などの地震対策に取り組んできました。現在は、県立高等学校の建替え・改修等の老朽化対策や、空調設備の整備、トイレの洋式化などを計画的に行っています。引き続き、生徒が安心して快適な学校生活を過ごせるよう、県立学校施設の適正化や整備を着実に推進します。

生徒数の急激な減少を踏まえ、「適正規模・適正配置の考え方」に基づき、県立学校の総量適正化を推進します。また、新たなテーマを掲げた新構想高等学校等を設置する際は、新しい学びが実現できる柔軟な教育空間づくりを検討します。

県立高等学校施設に求められる機能・性能の向上を図るため、市町や関係機関との連携を通じて、地域住民の学びや交流の機会を提供する開かれた学校施設としての活用など、地域のニーズに応える新しい高等学校施設の在り方についても地域の意見も伺いながら検討します。

さらに、老朽化が進む学校施設の維持管理については、校舎の清掃や環境整備など生徒一人ひとりが施設・設備を長期間維持する上でのルールづくりや必要な知識・技術を学べる活動を推進します。

⁵² ファシリティ（施設（土地・建物）とその環境）を資産と捉え、経営的視点で総合的に企画、管理、活用すること。

目指す方向性

- ファシリティマネジメントの観点による、総量の適正化や長寿命化改修等の質の改善
- 空調等の環境改善及び可動壁のある教室など柔軟な仕様の設備の投資効果を踏まえた検討
- 地域の利便性や地域ニーズに応える施設の活用方法の検討
- 施設を長期間維持するために必要な知識・技術を学ぶ活動
 - ・「静岡県学校施設中長期整備計画」に基づき、生徒が安心して快適な学校生活を過ごせるよう、県立高等学校施設の整備適正化を推進します。
 - ・家庭や社会環境の変化に対応した学校施設の機能・性能の向上に取り組みます。
 - ・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に引き出す学びが実現できる教育空間の整備について検討します。
 - ・市町や関係機関との連携を通じて、効果的・効率的な施設整備・活用を具体的なケースごとに検討します。
 - ・生徒一人ひとりが施設・設備を長期間維持する上でのルールづくりや必要な知識・技術などを学べる活動を推進します。

V 計画の概要（骨子）

区分	項目	方向性	
① 生徒	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な手段を活用した魅力化・特色化の取組の分かりやすい発信 ・ 生徒及び地域の実態やニーズ、公立高等学校としての役割を踏まえた学科のバランスの検討 ・ 生徒の興味・関心に沿った多様な学習を選択できる仕組みの検討 ・ 対面での学びとのバランスや遠隔授業に関する制度的制約への対応も含めたICTを活用した新たな教育手法等の研究・展開 ・ 地域の大学等との連続性を意識したコース（類型）等の検討 	
	普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科のバランスや学習内容の汎用性に配慮した、教科等横断的な学びの推進 ・ 探究的な学びの推進、地域の特色・特徴を反映させたカリキュラム開発の推進 	
	専門学科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の産業界等と連携したカリキュラムの導入や学科改善等の推進 ・ プロフェッショナル人材の更なる活用 	
	総合学科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の高い教員の配置・育成、他業種との積極的な連携等 ・ 生徒や社会のニーズを踏まえた系列の見直し ・ 学校配置のバランスを考慮しつつ、将来的な他学科への改編も検討 	
	定時制・通信制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・福祉機関等との連携強化による学校のセーフティネット機能の向上 ・ 様々な困難を抱えた生徒に対応したICT活用の検討 ・ 中期的・長期的な期間を設定した職場実習のカリキュラムの構築 	
	共生・共育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校への特別支援学校高等部分校の併置も含めた高特連携、地域の多様な社会資源や専門機関等との連携の仕組みの構築 ・ 特別な支援が必要な生徒の受入れの在り方を関係機関等と整理した上で、必要な支援体制の整備の検討 	
	公私連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校進学者の概ね3分の2を公立高等学校が受け入れることを目安とするが、私立を選択する生徒や保護者の増加を踏まえ、公私受入割合の実績を考慮して検討 ・ 生徒が共に学べる取組や教員の交流など、積極的な連携の推進 	
	入学者選抜 (県外募集含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な生徒の能力を的確に評価し、かつ分かりやすく受検しやすい制度について関係者の意見を踏まえた検討 ・ 地元の理解と主体的な関与や受入れ体制の整備による県外募集の推進 	
	② 地域	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域との対話のプロセスを重視した学校運営の推進 ・ 学校や地元自治体、社会教育機関、民間企業等が主体的に連携し、高等学校を支える仕組みの検討 ・ 学校と地域をつなぐコーディネーターの活用の検討
		地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における学校の在り方や地域との連携方策について、長期的な視点で意見を聴取する場の設置

区分	項目	方向性
③教育基盤	地域の実情を踏まえた高等学校の在り方 適正規模 適正配置 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における適正な規模等については、教育効果の検証や、社会状況の変化などを踏まえて検討 ・当面の間、生徒数の減少等を踏まえ、教育効果を高める効率的な資源投入や、公教育に求められる学びの機会を保障する観点から、以下の考え方で進める <ul style="list-style-type: none"> * 学校の規模は、1学年の定員が240人から320人を基本とする * なお、職業系専門学科を設置する学校など地域における教育の多様な選択肢を確保するための学校や教育空白域（地理的条件や公共交通機関の状況等により、当該地域の生徒の教育機会が著しく損なわれる地域）を回避するための学校については、地域バランスを踏まえて設置に配慮する ・上記の考え方に該当しなくなった場合は、生徒にとって適正な教育環境を確保する観点から改編（再編整備）を検討 ・少人数学級（35人以下学級）については、35人学級編制をしている高等学校の状況を踏まえ、更に研究を進める
	小規模校の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校（2学級以下）としての存続の場合、ICT活用や地域連携等により、教育水準を維持 ・生徒募集が1学級規模の分校等について、入学者数が2年連続15人未満の場合は、原則として募集を停止 ・分校等の生徒募集を停止したことにより教育空白域が生じる場合は、支援策を検討
	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の専門性の向上 ・ICTを活用した学びや探究的な学びなど、これからの時代に求められる教員の育成に向けた研修の充実 ・専門性を持った外部人材の積極的な活用
	施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリティマネジメントの観点による、総量の適正化や長寿命化改修等の質の改善 ・空調等の環境改善及び可動壁のある教室など柔軟な仕様の設備の投資効果を踏まえた検討 ・地域の利便性や地域ニーズに応える施設の活用方法の検討 ・施設を長期間維持するために必要な知識・技術を学ぶ活動

資料編

- 地区別中学校卒業生数の推移（見込）……………56
- 県内高等学校の変遷……………57
- 中学校卒業後の進路状況……………58
- 令和5年度募集学級数別学校一覧（公立全日制課程）……………59
- 地区別の高等学校（全日制課程）学科別設置状況……………60
- 地区別の高等学校（定時制課程）の設置状況……………61
- 県立教育施設の配置……………62
- 「静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針」策定経過（令和4年度）……………63
- 「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」策定経過（令和5年度）……………64

県内高等学校の変遷

卒業年 (昭和 平成 令和)	1951 (S26)	1961 (S36)	1963 (S38)	1971 (S46)	1989 (H1)	2000 (H12)	2005 (H17)	2006 (H18)	2008 (H20)	2010 (H22)	2015 (H27)	2021 (R3)	2023 (R5)
中卒者数 (万人)	5.3	4.3	7.6	5.1	6.3	4.6	3.8	3.7	3.6	3.5	3.5	3.2	3.3
	<ul style="list-style-type: none"> ・ S26～37は 第一次バレーゲーム ・ S46～53が 第二次バレーゲーム ・ H22からH28までは、増減を繰り返しながら横ばい傾向で3.5万人台をキープするが、それ以降は減少が続きR2年度に3.2万人まで大きく減少する。その後、若干回復するが、以降は再び減少傾向。 												
高校進学率 (除 通信制)	42.8%	58.6%	64.6%	84.3%	92.8%	94.6%	95.2%	95.5%	95.6%	95.5%	95.6%	93.5%	90.6%
公私別 生徒受入 割合		75:25		69:31	67:33	67:33	67:—	67:—	67:—	67:—	67:—	65:—	61:39
公私別 受入実績	83:17	74:26	69:31	66:34	66:34	68:32	68:32	67:33	67:33	67:33	67:33	62:38	64:36
長期計画等	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>↑</p> <p>県立高等学校長期計画 (H12.2策定)</p> <p>↓</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>↑</p> <p>第二次長期計画 (H17.3策定)</p> <p>↓</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>↑</p> <p>第三次長期計画 (H30.3策定)</p> <p>↓</p> </div> </div>												
年度	S26	S36	S38	S46	H1	H12	H17	H18	H20	H22	H27	R3	R5
公立高校数 (分校)	62 (13)	71 (9)	79 (7)	87 (3)	104 (1)	105 (1)	105 (1)	103 (2) ① 農経+城南 →浜松大平台 [H18] ② 伊東城ヶ崎 →伊東高校分校 [H18] ※[]内は開校年度	③ 下南+下北 →下田 [H20] ④ 清工+静工 →科学技術 [H20]	⑤ 森+周智 →遠江総合 [H21] ⑥ 大仁+修工 →伊豆総合 [H22]	⑦ 静南+静市商 →県立駿河総合 [H25] ⑧ 大井川+吉田 →清流館 [H26] ⑨ 天竜林業+二俣 + 藤野 (分校) [H26] →天竜+天竜春野校舎 ⑩ 引佐+気賀+三ヶ日 →浜松湖北 [H27]	・ 土肥 →伊豆総合高校分校 [H29] ・ 佐久間 →浜松湖北高校分校 [H29]	・ 伊東+伊東城ヶ崎 分校+伊東商業 →伊豆伊東 [R5]
私立高校数	28	30	33	36	43	42	42	43	43	43	44	44	44

※1: 公立高校数は分校を含まない、() 内の分校数は外数 ※2: 令和5年度現在、公立高校89校の内訳は県立84校、市立5校

中学校卒業後の進路状況

上段：令和5年3月卒業生数
 (下段：平成29年3月卒業生数)

県内中学校等卒業生 33,138人
 (35,112人) ▲1,974人

高等学校等進学率（通信制含む）
32,592人（98.4%）
 (34,655人（98.7%）) ▲2,426人

県内全日制高校 28,894人 (31,877人) ▲2,983人	県内定時制高校 610人 (766人)	県内高専 173人 (188人)	県内特別支援 359人 (394人)	県外 430人 (394人)	通信制 2,125人 (1,036人)	専修学校等 96人 (83人)	就職等 450人 (374人)
--	---------------------------	------------------------	--------------------------	----------------------	---------------------------	-----------------------	-----------------------

通信制
 県内 575人 (280人)
 県外(広域通信制) 1,550人 (756人)

公立高校
 18,159人 (62.8%)
 (21,565人 (67.7%)) ▲3,387人

私立高校
 10,735人 (37.2%)
 (10,312人 (32.3%))

以下、1年在籍者数で表示
 (過年度生、転入、転出、県外出入を含む)

11,393人（1年在籍）
 (10,931人)

普通科・普通系専門学科 10,250人 (90.0%) (9,590人 (87.7%))	職業系専門学科 900人 (7.9%) (1,186人 (10.9%))	総合学科 243人 (2.1%) (155人 (1.4%))
--	--	--------------------------------------

18,269人（1年在籍）
 (21,681人)

普通科・普通系専門学科 12,269人 (67.2%) (14,466人 (66.7%))	職業系専門学科 4,522人 (24.7%) (5,385人 (24.8%))	総合学科 1,478人 (8.1%) (1,830人 (8.5%))
---	---	--

令和5年度募集学級数別学校一覧（公立全日制課程）

	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	計
賀茂 (南伊豆分)	松崎			下田							4校
	稲取										9学級
田方 (土肥分)	熱海			伊豆総合	田方農業	伊豆伊東	韮山				9校
				伊豆中央	三島南		三島北				41学級
沼駿			小山	御殿場南	沼津西		沼津東				10校
			沼津城北	裾野	沼津工業						44学級
			御殿場		沼津商業						
					市立沼津						
富士				富士宮西	吉原	富士市立	富士				9校
				吉原工業	富岳館						46学級
					富士東						
					富士宮東						
					富士宮北						
清庵				清水南		清水桜が丘	清水東				4校
				清水西							21学級
静岡			静岡西			静岡農業	静岡東	静岡			9校
						駿河総合		科学技術			58学級
						静岡商業		静岡市立			
						静岡城北					
志榛	川根	相良	藤枝西	島田商業			藤枝東				12校
			藤枝北	焼津水産			焼津中央				57学級
				榛原							
				島田							
				島田工業							
				清流館							
小笠		池新田		掛川工業				掛川西			6校
		横須賀		小笠							29学級
				掛川東							
磐周 (佐久間分) (春野校舎)				袋井商業	磐田農業	磐田北	袋井	磐田南			10校
					天竜	磐田西					48学級
					遠江総合						
西遠				浜松大平台	浜松江之島	浜松西	浜松湖東	浜松東	浜松南		17校
				湖西			浜松城北工業	浜松湖南	浜名		121学級
				新居			浜北西	浜松商業	浜松工業		
								浜松湖北	浜松北		
									浜松市立		
計	4校	4校	7校	15校	24校	10校	12校	9校	5校		90校

普通科等	職業学科					その他(家庭、福祉)	職業学科計	総合学科	計
314	19	47	46	5	5	122	38	474	

66.2%

25.7%

8.0%

地区別の高等学校（全日制課程）学科別設置状況

設置状況一覧（令和5年度現在）

各学科の上段：公立、下段：私立

		全 日 制 の 課 程		
学 科		東 部	中 部	西 部
普 通 科		下田、松崎、稲取、伊豆伊東、熱海、土肥分校、韮山、伊豆中央、三島南、三島北、御殿場南、小山、沼津東、沼津西、沼津城北、市立沼津、吉原、富士、富士東、富士宮東、富士宮北、富士宮西 (公立 22 校)	清水東、清水西、清水南、静岡市立清水桜が丘、静岡、静岡城北、静岡東、静岡西、静岡市立、焼津中央、清流館、藤枝東、藤枝西、島田、金谷、川根、榛原、相良 (公立 18 校)	掛川東、掛川西、池新田、横須賀、袋井、春野校舎、佐久間分校、磐田南、磐田北、磐田西、浜松北、浜松西、浜松南、浜松湖東、浜松東、浜松湖南、浜松湖北、浜松江之島、浜名、浜北西、新居、湖西、浜松市立 (公立 23 校)
		不二聖心、御殿場西、知徳、日大三島、誠恵、加藤学園、加藤学園暁秀、沼津中央、飛龍、桐陽、富士見、星陵 (私立 12 校)	東海大静岡翔洋、清水国際静岡カレッジ、静岡大成、静岡雙葉、常葉大常葉、静岡英和、静岡聖光、静岡女子、城南静岡、常葉大橋、静岡北、藤枝明誠、藤枝順心、島田樟誠 (私立 15 校)	常葉大菊川、菊川南陵、磐田東、西遠女子、浜松学院、浜松聖星、浜松日体、浜松開誠館、浜松修学舎、浜松学芸、聖隷クリスファー、オイスカ浜松国際 (私立 12 校)
総合学科		伊豆総合、裾野、富岳館 (公立 3 校)	駿河総合、藤枝北 (公立 2 校) 焼津 (私立 1 校)	小笠、遠江総合、天竜、浜松大平台 (公立 4 校)
専 門 学 科	農業	南伊豆分校、田方農業 (公立 2 校)	静岡農業 (公立 1 校)	磐田農業、天竜、浜松湖北 (公立 3 校)
	工業	伊豆総合、御殿場、沼津工業、吉原工業 (公立 4 校) 飛龍 (私立 1 校)	科学技術、島田工業 (公立 2 校) 静岡清 (私立 1 校)	掛川工業、浜松工業、浜松城北工業、浜松湖北 (公立 4 校)
	商業	伊豆伊東、御殿場、沼津商業、富士市立、富士宮北 (公立 5 校) 知徳 (私立 1 校)	静岡市立清水桜が丘、静岡商業、島田商業、相良 (公立 4 校) 清水国際、静岡女子、城南静岡 (私立 3 校)	袋井商業、磐田西、浜松東、浜松商業、浜松湖北 (公立 5 校) 浜松啓陽 (私立 1 校)
	水産		焼津水産 (公立 1 校)	
	家庭	御殿場 (公立 1 校) 知徳 (私立 1 校)	静岡女子 (私立 1 校)	
	福祉	富士宮東 (公立 1 校) 知徳 (私立 1 校)	清流館 (公立 1 校) 静岡女子 (私立 1 校)	磐田北、天竜 (公立 2 校)
	英語			浜松湖南 (公立 1 校)
	英数	星陵 (私立 1 校)	常葉橋、藤枝明誠 (私立 2 校)	磐田東、聖隷クリスファー (私立 2 校)
	理数	下田、韮山、沼津東、富士 (公立 4 校)	清水東、科学技術、静岡市立、榛原 (公立 4 校) 静岡北 (私立 1 校)	掛川西、磐田南、浜松南 (公立 3 校)
	国際	吉原 (公立 1 校)	静岡城北 (公立 1 校) 静岡北 (私立 1 校)	浜松北 (公立 1 校)
	芸術	沼津西 (公立 1 校)	清水南 (公立 1 校)	浜松江之島 (公立 1 校) 常葉大菊川、浜松学芸 (私立 2 校)
	体育	富士市立 (公立 1 校)		
	その他	富士市立 (総合探究科) (公立 1 校)	静岡学園 (教養科学科、静岡文理探究科) (私立 2 校)	浜松修学舎 (看護科) (私立 1 校)

※普通科、専門学科の併置校は重複して掲載

※公立の分校・校舎5校を含む

地区別の高等学校（定時制課程）の設置状況

設置状況一覧（学科）（令和5年度現在）

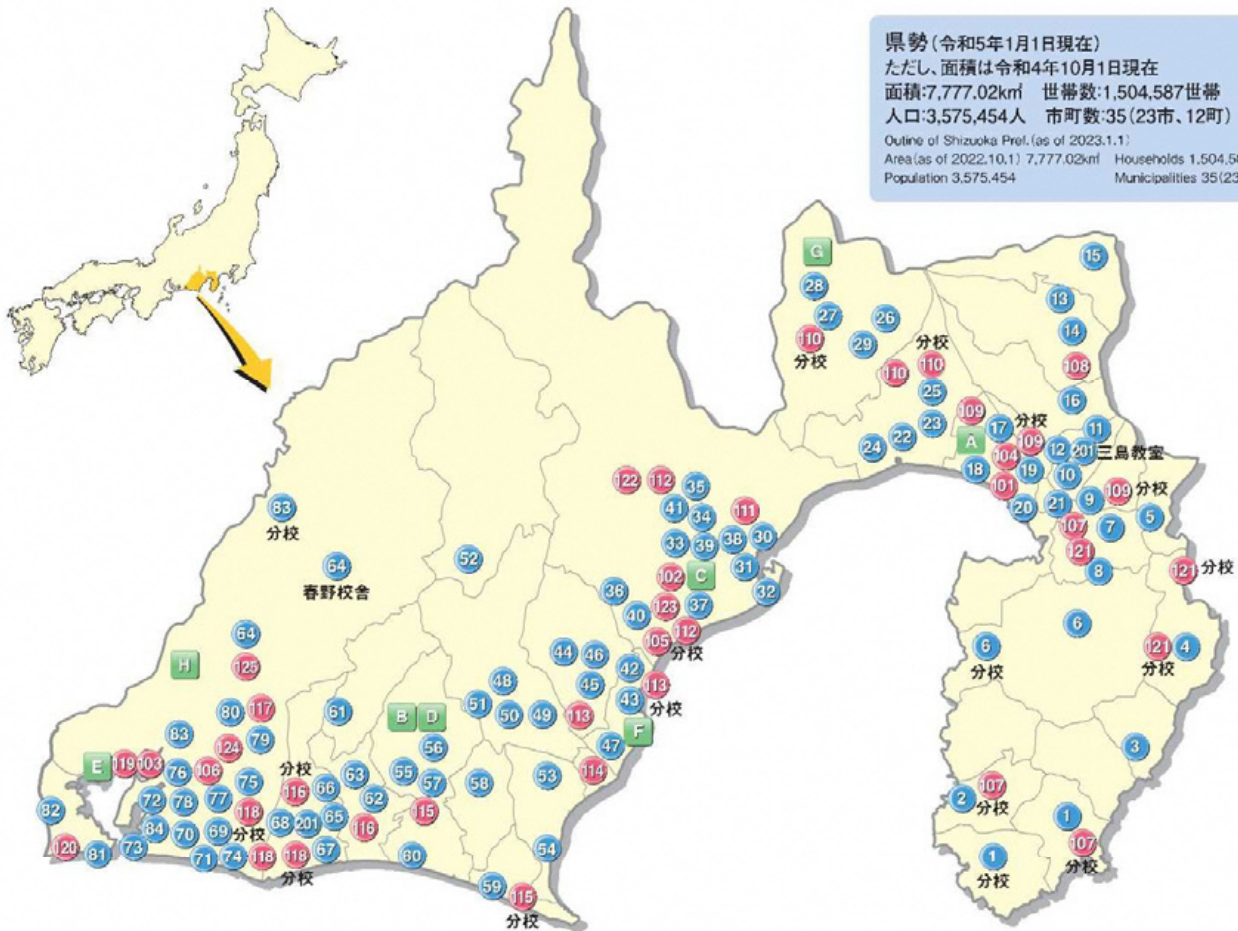
公立高等学校のみ

定 時 制 の 課 程		
地区／課程	学年制（夜間）	単位制（昼間・夜間）
東 部 （ 7 校）	下田（普通科） 伊東（普通科） 小山（普通科） 沼津工業（工業科） 富士（普通科） 富士宮東（普通科）	三島長陵（普通科）
中 部 （ 8 校）	清水東（普通科） 静岡（普通科） 科学技術（工業科） 静岡市立（普通科） 藤枝東（普通科）※ 島田商業（商業科）※ 榛原（普通科）	静岡中央（普通科） （令和6年度開校） ※ふじのくに国際（普通科）
西 部 （ 6 校）	磐田南（普通科） 浜松北（普通科） 浜松工業（工業科） 浜名（普通科） 新居（普通科）	浜松大平台（普通科）
全県	18校	3校

※藤枝東と島田商業は令和6年度に募集停止し、ふじのくに国際に改編(再編整備)される

県立教育施設の配置

Location of Prefectural Educational Facilities



県勢(令和5年1月1日現在)
 ただし、面積は令和4年10月1日現在
 面積:7,777.02km² 世帯数:1,504,587世帯
 人口:3,575,454人 市町数:35(23市、12町)
 Outline of Shizuoka Pref. (as of 2023.1.1)
 Area (as of 2022.10.1) 7,777.02km² Households 1,504,587
 Population 3,575,454 Municipalities 35 (23 cities, 12 towns)

(令和5年4月1日現在 / as of 2023.4.1)

A	静東教育事務所 Seitou Local Education Office
B	静西教育事務所 Seisei Local Education Office
C	県立中央図書館 Prefectural Central Library
D	県総合教育センター Comprehensive Education Center
E	県立三ヶ日青年の家 Mikkabi Youth Center
F	県立焼津青少年の家 Yaizu Youth & Children's Center
G	県立朝霧野外活動センター Asagiri Field Activity Center
H	県立観音山少年自然の家 Kannyonama Children's Nature Center

高等学校 Senior High Schools	中学校(高等学校中等部) Junior High Schools	中学校(夜間中学) Evening Classes of Junior High Schools	特別支援学校 Special Needs Education Schools
20 沼津工業	32 清水南中等部	201 みじのくに中学校磐田本校	111 清水
21 沼津商業	30 清水西中等部	” 三島教室	112 静岡北
22 吉原	70 浜松西中等部	101 沼津視覚	” 南の丘分校
23 吉原工業	201 みじのくに中学校磐田本校	102 静岡視覚	113 藤枝
24 富士	” 三島教室	103 浜松視覚	” 焼津分校
25 富士東	特別支援学校	104 沼津聴覚	114 吉田
26 富士宮東	101 沼津視覚	105 静岡聴覚	115 掛川
27 富士宮北	102 静岡視覚	106 浜松聴覚	” 御前崎分校
28 富士宮西	103 浜松視覚	107 伊豆の国	116 袋井
29 富士宮西	104 沼津聴覚	” 伊豆下田分校	” 磐田見付分校
30 清水東	105 静岡聴覚	” 伊豆松崎分校	117 浜北
31 清水西	106 浜松聴覚	108 御殿場	118 浜松
32 清水南	107 伊豆の国	109 沼津	” 磐田分校
33 静岡	” 伊豆下田分校	” 伊豆田方分校	” 城北分校
34 静岡城北	” 伊豆松崎分校	” 愛鷹分校	119 浜松みをつくし
35 静岡東	108 御殿場	110 富士	120 浜名
36 静岡西	” 伊豆下田分校	” 富士宮分校	121 東部
37 駿河総合	” 伊豆田方分校	” 富士東分校	” 伊東分校
38 静岡農業	109 沼津	” 富士宮分校	” 伊豆高原分校
39 科学技術	110 富士	” 富士東分校	122 中央
40 静岡商業	” 富士宮分校	” 富士東分校	123 静岡南部
41 静岡中央	” 富士東分校	” 富士東分校	124 西部
42 焼津中央	” 富士東分校	” 富士東分校	125 天竜
43 焼津水産	” 富士東分校	” 富士東分校	
44 藤枝東	” 富士東分校	” 富士東分校	
45 藤枝西	” 富士東分校	” 富士東分校	
46 藤枝北	” 富士東分校	” 富士東分校	
47 清流館	” 富士東分校	” 富士東分校	
48 島田	” 富士東分校	” 富士東分校	
49 島田工業	” 富士東分校	” 富士東分校	
50 島田商業	” 富士東分校	” 富士東分校	
51 金谷	” 富士東分校	” 富士東分校	
52 川根	” 富士東分校	” 富士東分校	
53 榛原	” 富士東分校	” 富士東分校	
54 相良	” 富士東分校	” 富士東分校	
55 掛川東	” 富士東分校	” 富士東分校	
56 掛川西	” 富士東分校	” 富士東分校	
57 掛川工業	” 富士東分校	” 富士東分校	
58 小笠	” 富士東分校	” 富士東分校	
59 池新田	” 富士東分校	” 富士東分校	
60 横須賀	” 富士東分校	” 富士東分校	
61 遠江総合	” 富士東分校	” 富士東分校	
62 袋井	” 富士東分校	” 富士東分校	
63 袋井商業	” 富士東分校	” 富士東分校	
64 天竜	” 富士東分校	” 富士東分校	
65 磐田南	” 富士東分校	” 富士東分校	
66 磐田北	” 富士東分校	” 富士東分校	
67 磐田農業	” 富士東分校	” 富士東分校	
68 磐田西	” 富士東分校	” 富士東分校	
69 浜松北	” 富士東分校	” 富士東分校	
70 浜松西	” 富士東分校	” 富士東分校	
71 浜松南	” 富士東分校	” 富士東分校	
72 浜松湖東	” 富士東分校	” 富士東分校	
73 浜松湖南	” 富士東分校	” 富士東分校	
74 浜松江之島	” 富士東分校	” 富士東分校	
75 浜松東	” 富士東分校	” 富士東分校	
76 浜松工業	” 富士東分校	” 富士東分校	
77 浜松城北工業	” 富士東分校	” 富士東分校	
78 浜松商業	” 富士東分校	” 富士東分校	
79 浜名	” 富士東分校	” 富士東分校	
80 浜北西	” 富士東分校	” 富士東分校	
81 新居	” 富士東分校	” 富士東分校	
82 湖西	” 富士東分校	” 富士東分校	
83 浜松湖北	” 富士東分校	” 富士東分校	
84 浜松大平台	” 富士東分校	” 富士東分校	

「静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針」策定経過（令和4年度）

1 静岡県立高等学校の在り方検討委員会

(1) 委員構成

(順不同・敬称略)

	氏名	所属・職名(委員委嘱時点)	区分
1	◎村山 功	静岡大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
2	○永田 奈央美	静岡産業大学経営学部経営学科准教授	
3	川口 有美子	公立鳥取環境大学環境学部環境学科准教授	
4	小関 雅司	静岡県高等学校長協会会長	教育関係
5	仲田 晃弘	静岡県私学協会理事長	
6	藤田 尚徳	株式会社なすび専務取締役	産業関係
7	河合 多真美	ヤマハ発動機株式会社生産本部モノづくり人財戦略部長	
8	窪田 雅之	株式会社Z会中高事業本部マーケティング部長	民間団体
9	井ノ上 美津恵	NPO法人浜松NPOネットワークセンター代表理事	
10	三輪 高太郎	静岡県公立高等学校PTA連合会会長	保護者

◎:委員長 ○:副委員長

(2) 協議経過

回	協議内容
第1回	・本県における県立高等学校の在り方に関する論点
第2回	・県立高等学校の在り方に関する方向性
第3回	・静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針(骨子)案
第4回	・静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針案

2 プロジェクトチーム

(1) 委員構成

(リーダー以下50音順・敬称略)

	氏名	所属・職名(委員委嘱時点)
1	◎永田 奈央美※	静岡産業大学経営学部経営学科准教授
2	川口 有美子※	公立鳥取環境大学環境学部環境学科准教授
3	窪田 雅之※	株式会社Z会中高事業本部マーケティング部長
4	寺島 明彦	静岡県高等学校長協会副会長
5	中村 美智太郎	静岡大学大学院教育学研究科准教授
6	堀井 啓幸	常葉大学教育学部教授

◎:リーダー ※在り方検討委員兼務

(2) 協議経過

回	協議内容
第1回	・個々の高等学校に関する魅力化・特色化、地域全体としての高等学校の魅力化・特色化
第2回	・適正規模の考え方、小規模校の在り方、地域との連携、・定時制・通信制の在り方
第3回	・学校施設・設備の整備・充実、教員の在り方、入学者選抜の見直し
第4回	・第2回在り方検討委員会の意見を踏まえた基本方針(骨子)案
第5回	・第3回在り方検討委員会の意見を踏まえた基本方針(骨子)案

「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」策定経過（令和5年度）

1 静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画策定委員会

（1）委員構成

（順不同・敬称略）

	氏名	所属・職名（委員委嘱時点）	区分
1	◎村山 功	静岡大学大学院教育学研究科教授	学識経験者
2	○永田 奈央美	静岡産業大学経営学部経営学科教授	
3	川口 有美子	公立鳥取環境大学環境学部環境学科准教授	
4	寺島 明彦	静岡県高等学校長協会副会長	教育関係
5	河合 多真美	ヤマハ発動機株式会社生産本部モノづくり人財戦略部長	産業関係
6	三輪 高太郎	静岡県公立高等学校 PTA 連合会会長	保護者

◎:委員長 ○:副委員長

（2）協議過程

回	協議内容
第1回	・基本計画策定に向けた検討事項
第2回	・静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画(素案)
オンライン意見聴取	・基本計画(素案)の記載内容に関する意見聴取
第3回	・静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画(案)

2 オブザーバー

（1）基本計画策定委員会オブザーバー

（50音順・敬称略）

	氏名	所属・職名（オブザーバー委嘱時点）
1	井ノ上 美津恵	NPO 法人浜松 NPO ネットワークセンター代表理事
2	織田 敦	静岡県高等学校長協会会長
3	窪田 雅之	株式会社 Z 会通信教育事業本部事業支援部長
4	仲田 晃弘	静岡県私学協会理事長
5	中村 美智太郎	静岡大学大学院教育学研究科准教授
6	藤田 尚徳	株式会社なすび専務取締役
7	堀井 啓幸	常葉大学教育学部教授

（2）エキスパートオブザーバー

（敬称略）

氏名	所属・職名（オブザーバー委嘱時点）
田中 一也	NTT西日本静岡支店ビジネス営業部公共営業部長

3 県民意見の聴取（パブリック・コメント）

（1）意見聴取日時

令和5年12月22日から令和6年1月12日にかけて実施しました。

（2）意見聴取状況

20名から102件の御意見をいただきました。

（3）公表

「意見要旨」と「対応案」を県教育委員会ホームページに公表しました。

静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画
—静岡の未来を創る生徒のための学校づくり—
(令和6年度～令和10年度)

策定 令和6年3月

発行 令和6年3月

発行者 静岡県教育委員会（高校教育課）
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-3152



Shizuoka Prefecture